

長 崎 県 市 長 会
主 管 課 長 会 議
会 議 次 第

I 開 会

II 議 事

1 審議事項

- (1) 第 1 3 2 回 長崎県市長会議議案審議（重点項目含む）
- (2) 九州市長会提出議案の選定
- (3) 九州市長会提出決議案審議〔調整中のため当日までに配布〕
- (4) 令和 5 年度長崎県市長会収支予算書（案）

2 協議事項

- (1) 令和 5 年度長崎県市長会役員等の選任について
- (2) 令和 5 年度長崎県関係国会議員との意見交換会について
- (3) 令和 5 年度長崎県市長行政研修について

3 報告事項

- (1) 令和 4 年度会務報告
- (2) 長崎県市長会に係る今後の会議開催予定等

III 閉 会

開催日時：令和 5 年 3 月 2 4 日（金） 1 3 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分 開催方法：オンライン方式（webex 使用）

* * *

1 審 議 事 項

(1)第132回長崎県市長会議重点項目及び議案審議

ア 重点項目

番号	国	県	件 名
1	○		施設整備事業に対する財政措置等について
2	○	○	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について
3		○	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について
4	○	○	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について
5	○	○	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について
6	○	○	道路網の整備について
7		○	漁業就業者対策の充実について
8	○		農林水産業における物価高騰対策の強化について
9	○		自治体情報システムの標準化・共通化について
10	○		小中学校におけるICT環境整備に係る財政支援について

イ 議案審議

番号	国	県	件 名	書面	市長会議 での説明市
1			新型コロナウイルス感染症対策に関する提言		
	○	○	医療提供体制の確保について〔第3号議案へ再編〕		
	○	-	保健所の体制強化について〔第3号議案へ再編〕		
	-	○	検査体制等の強化について〔第3号議案へ再編〕		
	○	-	クルーズ船等の対応について〔廃案〕		
	-	○	感染者発生状況公表の見直しについて〔廃案〕		
	○	○	地方財源の確保について〔第1号議案へ再編〕		
	○	-	医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について〔廃案〕		
2 1			都市財政の拡充強化に関する提言		
	1	1	都市財政の充実強化について		
	2	-	地方消費者行政の拡充への支援等について		
	3	-	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について		
	4	2	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔更新〕		
	5	3	公共下水道への財政措置の拡大について		
	6	4	廃棄物処理対策の強化について		
	7	5	海岸漂着物対策の財政支援措置について		
	8	6	治水事業に対する財政措置等について		
	9	7	地方バス路線維持対策について		
	10	-	水道事業に対する財政措置の強化について〔一部新規〕		
	11	8	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について		
	12	9	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について		
	13	10	離島航空路線の維持について		
	14	-	離島地域における燃油コスト等の格差是正について		
	15	11	半島航路の維持・確保について		
	-	12	国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について		
	16	-	世界遺産保護のための財政支援措置について		
	17	13	市街地再開発事業に対する財政支援措置について		
	-	14	空き家対策への支援について		
	18	15	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について		
	19	16	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について		
	20	-	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について		
	21	17	ふるさと納税に係る返礼品について		
	18		小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について		
	22	19	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について		
	23	-	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）の自由度向上について		
	24	20	犯罪被害者等支援の充実について		
	25	21	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について		
3 2			国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言		
	1	-	医療保険制度改革について		
	-	1	国民健康保険制度について		
	2	-	当面の措置及び制度運営について		
	3	-	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて		
	4	-	保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて		
	-	○	保険税の負担上昇抑制について〔廃案〕		
4 3			地域医療保健の充実強化に関する提言		
	1	1	地域医療提供体制の確保について〔一部新規〕		
	2	2	がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について〔新規〕		
5 4			福祉施策の充実強化に関する提言		
	1		福祉施策等の充実強化について		
	2	1	子ども・子育て施策の充実強化について〔関連項目を集約し項目立て〕〔一部新規〕		
	3	-	障害者福祉施策の充実強化について		
	○	○	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について〔更新〕〔再編〕		
	○	-	民生委員・児童委員の担い手の確保について〔更新〕〔再編〕		

番号	国	県	件 名	書面	市長会議 での説明市
65			介護保険制度等に関する提言		
	1	1	第1号被保険者の保険料について		
	2	2	介護従事者の人材確保について		
76			生活環境の保全・整備等の充実に関する提言		
	1	-	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について		
87			九州新幹線等の整備促進に関する提言		
	1	1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について		
	2	2	県下幹線鉄道の整備改善について		
	3	3	地域鉄道に対する支援策の充実について		
98			高速道路網等の整備促進に関する提言		
	1	-	道路整備の安定的財源確保について		
	2	1	道路網の整備について		
	3	-	道路事業における補助制度の拡充について		
	4	-	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について		
	5	2	地方における無電柱化事業の促進について		
	6	3	港湾の整備促進について		
	7	-	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について		
109			農林水産業の振興に関する提言		
	1	1	農業の振興対策について		
	2	2	水産業の振興対策について		
	3	-	物価高騰対策の強化について		
110			地域経済の活性化に関する提言		
	1	1	地域経済牽引事業への支援措置について		
	2	-	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について		
	-	2	工業団地の整備について		
	-	3	V・ファーレン長崎への支援について		
1211			学校教育の充実に関する提言		
	-	1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について		
	-	2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について		
	-	3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援について		
	-	4	養護教諭の配置について		
	-	5	学校事務職員の配置について		
	-	6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について		
	-	7	学校栄養教員・栄養教諭の配置について		
	-	8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について		
	-	9	ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための財政支援について		
	-	10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について		
	-	11	特別支援学級編制基準の弾力化について		
	-	12	統合型校務支援システムの導入について		
	-	13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について〔更新〕		
1312			デジタル化の推進に関する提言		
	1	-	自治体情報システムの標準化・共通化について		
	2	-	地域社会のデジタル化の推進について		
	3	-	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について		
	4	-	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について		
1413			地方自治体の円滑な行政運営に関する提言		
	1	-	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について		
	2	-	自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について		

(2) 九州市長会議提出議案の選定(5件以内を選定)

- 第 号議案
第 号議案
第 号議案
第 号議案
第 号議案

* * *

国への提言

(重点項目)

* * *

〔重点〕

提出市：島原市、大村市

1. 施設整備事業に対する財政措置等について

【提案・要望】

住民生活に直結する公共施設等の整備にあたり、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(1) 公共施設等管理計画の推進に対する財政支援について

住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設について、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

(2) 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

ア 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

イ 学校施設の新増改築について、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

ウ 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策について、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

【現状・問題点】

(1) 各市では、公共施設等管理計画及び個別施設計画に基づき財政負担の軽減・標準化、公共施設等の最適な配置の実現に向けた取組みを進めている。

しかしながら、当該計画の効果的な推進には不要な施設の除却は不可欠であるが、施設の除却には多額の経費が必要となり、財源として公共施設等適正管理推進事業債の活用も可能であるものの、除却事業における交付税措置がないことから、市によっては厳しい財政状況に配慮しながら進めていく中、後年度へ先送りせざるを得ない状況が生じる場合があるなど個別施設計画どおりに進捗していない状況にある。

(2) **ア** 防災機能強化事業は屋上防水改修工事が補助対象にならないことから、小中学校の外壁・屋上防水改修工事費の財源のうち、かなりの割合が交付税措置対象とならず財政的負担が大きい状況となることが見込まれる。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるなど、早急に対応が必要である。

イ 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置はなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費と補助単価算定による基準額との乖離は大きい。

ウ 入学予定の状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請は行っているが、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、市外からの転校などにより急遽エレベーターを設置する必要性が生じた際、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなることから、緊急的な事業実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど柔軟な対応が必要である。

(選定理由)

- ・都市財政を充実強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営をすすめるため「都市財政の充実強化について」を重点項目として提案するもの（島原市）
- ・本市では「大村市学校施設長寿命化計画」に基づき、令和5年度から学校施設の建替え等を開始し、その後も学校施設の計画的な回収・整備を進めるにあたり財政的負担が大きくなるため（大村市）

【大村市の場合の事例】

令和5年度施工予定の小学校新增改築工事の事例

1㎡あたり	実工事費	補助単価
	約39万円	約24万円

〔重点〕

提出市：大村市

2. 大規模災害時の防災拠点となる 庁舎等整備に係る財政支援について

【提案・要望】

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設すること。

【現状・問題点】

自治体の本庁舎等は、大規模災害時の防災拠点となるが、建物の老朽化や耐震性能の不足により早期に建替えを実施する必要がある場合において、新庁舎や総合支所等の整備は財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

国の財政支援である緊急防災・減災事業債においては、地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化や防災・減災のための施設整備など庁舎整備の一部のみを対象としており、また、期間が限定されている。

（選定理由）

- ・耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要があり、緊急性や重要性が高いため重点項目として選定する（大村市）

〔重 点〕

提出市：西海市

3. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について

【提案・要望】

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について特段の配慮を図ること。

- (1) 省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。
- (2) 地方財政計画において、各自治体が実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

【現状・問題点】

- (1) について、既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が800以上ある中では選定数が限られている。
- (3) について、地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きい状況である。

(選定理由)

- ・ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要があるため（西海市）

〔重 点〕

提出市：諫早市

4. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について

【提案・要望】

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について特段の配慮をすること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

(選定理由)

- ・西九州新幹線において、武雄温泉駅での対面乗換方式を固定化することなく、フル規格による早期整備につなげるため、今後も国へのより一層の後押しを求めていく必要があるため。(諫早市)

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分（従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮）

〔重 点〕

提出市：雲仙市

5. 道路網の整備について

【提案・要望】

（１）高規格道路の整備について

高規格道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 松浦佐々道路（松浦ＩＣから佐々ＩＣ）の早期供用開始に向けた事業促進
- イ 佐世保道路（佐々ＩＣから佐世保大塔ＩＣ）の４車線化の供用開始に向けた事業促進
- ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔ＩＣから武雄南ＩＣ）の４車線化の早期事業化

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早ＩＣ間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進
- イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進
- ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町間の早期供用に向けた事業促進
- エ 諫早市森山町から小野田町間の早期供用に向けての事業促進
- オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の２つの中核都市を約１時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備
 - （ア）西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進
 - （イ）西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手
- イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期整備
 - （ア）長崎市茂里町から長崎市滑石 2 丁目間の事業促進
 - （イ）長崎市滑石 2 丁目から時津町野田郷間の早期事業化
- ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化
- ⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討
- ⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化
（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）
- ⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（２）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 一般国道 205 号の早期整備
 - 針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進
- ② 一般国道 57 号の早期整備
 - ア 一般国道 57 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備
 - イ 一般国道 57 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討
- ③ 一般国道 34 号の早期整備
 - ア 大村諫早拡幅の整備促進
 - イ 大村拡幅の早期完成
 - ウ 諫早北バイパスの 4 車線化の早期事業化
 - エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成
- ④ 一般国道 382 号の整備促進
- ⑤ 一般国道 384 号の整備促進
- ⑥ 一般国道 389 号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

(選定理由)

- ・本市関連では、島原道路の早期整備、一般国道 57 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討などの項目を提言しているが、産業の活性化や地域振興を図るため、各市においても道路整備の促進については重要な項目であるとする。(雲仙市)

〔重 点〕

提出市：五島市、雲仙市

6. 農林水産業における物価高騰対策の強化について

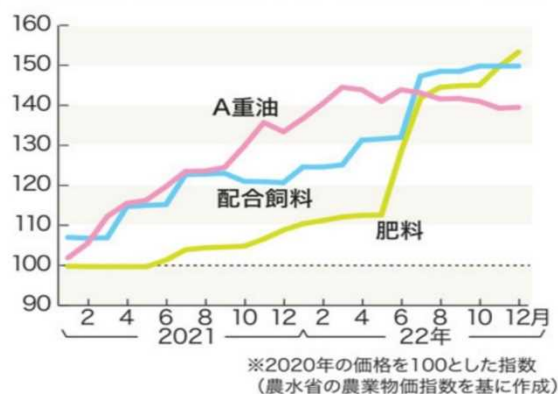
【提案・要望】

燃油や飼料、肥料などの生産資材が高騰しているため、農業の肥料価格高騰対策について、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度の構築を図り、加えて、現行の農業・水産業の飼料高騰対策制度における生産者負担の軽減などの積極的な支援を行うこと。

【現状・問題点】

現在の世界的な情勢の変化により、燃油や飼料、肥料などの生産資材が高騰し生産コストが上昇しているものの、農水産物の市場価格に十分反映されず、価格決定権を有しない農漁業者の経営を圧迫している状況にある。これまで国や県、市でも支援を行ってきたが現在も価格高騰が続いており、経営の安定化を図るためには更なる支援が必要である。

A重油、配合飼料、肥料の価格指数の推移



(選定理由)

- ・ 基幹産業である農林水産業において、現在の燃油の高騰問題は喫緊の課題であるため（五島市）
- ・ 飼料や肥料の価格高騰対策として国においても支援があり、市でも補正予算等による支援を行ってきたが、現在も価格高騰が続く農畜産業の経営を圧迫しており、経営の安定化を図るためには更なる支援が必要であるため（雲仙市）

〔重 点〕

7. 自治体情報システムの標準化・共通化について

【提案・要望】

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

（１）移行時期について

自治体情報システムの標準化・共通化にあたっては、標準準拠システムの安全で確実な移行へ向け、自治体の作業負担や人材確保面も含めた対応能力を考慮し、令和7年度末までとした目標時期については、柔軟な対応を検討すること。

また、標準準拠システムへの対応や開発状況など、事業者の取組状況については、国において一元的に情報収集を行い、最新の情報を自治体へ提供する仕組みを構築すること。

（２）整備費用に対する財政措置について

標準化に係る計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、標準化対象事務と密接に連携するシステムの移行に必要となる費用も含め財政支援措置を講じること。

また、各自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担すること。

【現状・問題点】

（１）自治体情報システムの標準化・共通化については、全自治体が短期間に集中して標準準拠システムに移行することとなり、システムを提供する事業者の作業が同時期に重なることが想定される。また、標準化対象システムは住民へのサービス提供を支える基幹系システムであることから、住民への影響を最小限にとどめるため、移行のための運用テストやデータ移行時期の調整などが生じ得ることも考えられる。このため、国が令和7年度末までとした目標時期については、柔軟な対応が必要と思われる。

（２）標準化対象外の業務において、標準化対象業務と密接に連携している業務は同一システム内で運用している状況もあり、それらの再構築も含めシステム移行には多額の費用が発生するが、国において十分な財政措置がなされておらず、各市に大きな費用負担が生じることが見込まれる。

(選定理由)

- ・自治体情報システムの標準化・共通化については、標準化対象業務に係る経費及び標準化対象業務と密接に連携している業務に係る経費に多額の費用が発生するが、国において十分な財政措置がなされていないため。また、標準化の目標時期についても、十分な期間となっていないため(長崎市)

【長崎市の場合の試算】

対象システム数：13

導入経費等総額：約12億円

国庫補助上限額：約3.7億円 本市負担：約8.3億円

- ・標準化の取組は、全国の自治体が足並みを揃えて標準準拠システムへ移行することで、より大きな効果が得られることから、全自治体が短期間に集中して標準準拠システムへ移行することとなる。また、標準化対象システムは、住民へのサービス提供を支える基幹系システムであることから、住民への影響を最小限にとどめるため、システム移行のための運用テストやデータ移行時期の調整などが生じ得ることも考えられる。国の令和7年度末までとした目標時期については柔軟な対応が必要と思われるため。また、システム移行等に伴う経費については、国の財政支援措置や負担が必要となるため(島原市)

〔重 点〕

提出市：長崎市

8. 小中学校における ICT 環境整備に係る財政支援について

【提案・要望】

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。

【現状・問題点】

国からは、この「GIGAスクール構想」に関連する児童生徒1人1台の端末整備等の初期費用に対して国庫補助等の財政措置が行われており、多くの地方自治体では、これらを財源としながら整備を進めているところである。

しかしながら、将来発生する端末の更新費用等については、現時点において何ら支援策が示されていないことから、地方自治体においては、今後予測される莫大な財政負担を懸念しており、健全な財政運営に影響を生じかねない。

(選定理由)

- ・小中学校等における ICT 環境整備については、国の政策に基づき進めているが、市としての財政負担が大きくなることが見込まれることから、国の財政支援を強く求める必要があるため。(長崎市)

【長崎市の場合における更新費用等の見込み (R4～R10)】

- ・更新費用 約 24.5 億円
- ・維持管理費用 約 15.3 億円

* * *

県への提言

(重点項目)

* * *

〔重点〕

提出市：大村市

1. 大規模災害時の防災拠点となる 庁舎等整備に係る財政支援について

【提案・要望】

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

【現状・問題点】

自治体の本庁舎等は、大規模災害時の防災拠点となるが、建物の老朽化や耐震性能の不足により早期に建替えを実施する必要がある場合において、新庁舎や総合支所等の整備は財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

国の財政支援である緊急防災・減災事業債においては、地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化や防災・減災のための施設整備など庁舎整備の一部のみを対象としており、また、期間が限定されている。

（選定理由）

- ・耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要があり、緊急性や重要性が高いため重点項目として選定する（大村市）

〔重 点〕

2. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

【提案・要望】

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策について、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

【現状・問題点】

- (1) 防災機能強化事業は屋上防水改修工事が補助対象にならないことから、小中学校の外壁・屋上防水改修工事費の財源のうち、かなりの割合が交付税措置対象とならず財政的負担が大きい状況となることが見込まれる。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるなど、早急に対応が必要である。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置はなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費と補助単価算定による基準額との乖離は大きい。

(3) 入学予定の状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請は行っているが、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、市外からの転校などにより急遽エレベーターを設置する必要性が生じた際、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなることから、緊急的な事業実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど柔軟な対応が必要である。

(選定理由)

- ・本市では「大村市学校施設長寿命化計画」に基づき、令和5年度から学校施設の建替え等を開始し、その後も学校施設の計画的な回収・整備を進めるにあたり財政的負担が大きくなるため（大村市）

【大村市の場合の事例】

令和5年度施工予定の小学校新增改築工事試算

1㎡あたり	実工事費	補助単価
	約 39 万円	約 24 万円

〔重 点〕

3. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について

【提案・要望】

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。
- (2) 地方財政計画において、各自治体が実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

【現状・問題点】

- (1) について、既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が800以上ある中では選定数が限られている。
- (3) について、地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きい状況である。

(選定理由)

- ・ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要があるため（西海市）

〔重点〕

提出市：諫早市

4. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について

【提案・要望】

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

(選定理由)

- ・西九州新幹線において、武雄温泉駅での対面乗換方式を固定化することなく、フル規格による早期整備につなげるため、今後も国へのより一層の後押しを求めていく必要があるため。(諫早市)

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

〔重 点〕

提出市：雲仙市

5. 道路網の整備について

【提案・要望】

（１）高規格道路の整備について

高規格道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 松浦佐々道路（松浦ＩＣから佐々ＩＣ）の早期供用開始に向けた事業促進
- イ 佐世保道路（佐々ＩＣから佐世保大塔ＩＣ）の４車線化の供用開始に向けた事業促進
- ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔ＩＣから武雄南ＩＣ）の４車線化の早期事業化

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早ＩＣ間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進
- イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進
- ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町間の早期供用に向けた事業促進
- エ 諫早市森山町から小野田町間の早期供用に向けての事業促進
- オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の２つの中核都市を約１時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

（ア）西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

（イ）西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期整備

（ア）長崎市茂里町から長崎市滑石 2 丁目間の事業促進

（イ）長崎市滑石 2 丁目から時津町野田郷間の早期事業化

ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（２）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道 205 号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

③ 一般国道 57 号の早期整備

ア 一般国道 57 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道 57 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

④ 一般国道 34 号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの 4 車線化の早期事業化

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

- ⑤ 一般国道 207 号の早期整備
 - ア 佐瀬拡幅の早期整備
 - イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）
 - ウ 長田バイパス（東長田拡幅）の早期整備
- ⑥ 一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷺崎線）の早期事業化
 - ア 一般国道 207 号長田バイパス交差部から一般国道 34 号
- ⑦ 一般国道 202 号福田バイパスの早期事業化
- ⑧ 一般国道 499 号（栄上工区）の早期完成
- ⑨ 一般国道 382 号の整備促進
- ⑩ 一般国道 384 号の整備促進
- ⑪ 一般国道 389 号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進
- ⑫ 一般県道佐世保世知原線（板山トンネル）の早期完成
- ⑬ 主要地方道佐世保日野松浦線（〔仮称〕 棕呂路トンネル）の早期事業化
- ⑭ 主要地方道野母崎宿線の早期整備
- ⑮ 主要地方道厳原・豆酥・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
- ⑯ 主要地方道福江富江線及び福江荒川線の整備促進
- ⑰ 主要地方道小浜北有馬線（大亀矢代工区）の早期整備

（選定理由）

- ・本市関連では、島原道路の早期整備、一般国道 57 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討などの項目を提言しているが、産業の活性化や地域振興を図るため、各市においても道路整備の促進については重要な項目であると考えます。（雲仙市）

6. 漁業就業者対策の充実について

【提案・要望】

高齢化等による漁業就業者の減少は、県全体の課題であり、新たな漁業就業者の確保が必要であることから、研修受け入れ機会の確保や研修の充実、確実な着業に向け県事業の拡充を図ること。

【課題・問題点】

新たな漁業就業者の確保については、国や県の研修支援制度は整備されているが、研修生を受け入れる漁業者に対しての指導者謝金等の支援に留まっている。

また、研修生の受け入れを検討する漁業者においても、経営が厳しい中、指導に必要となる設備、漁具等といった十分な研修環境が整っていないことから、受け入れに消極的な状況にある。

さらに、研修生においても、研修を終え独立直後は漁船や漁具の取得など過大な出費があるため自らの漁業収入では経営が不安定であり、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。

長崎県内 漁業就業者数の推移と年齢構成

【単位：人】

年		H5	H10	H15	H20	H25	H30
計		29,189	24,467	20,091	17,466	14,310	11,762
内訳	～49 才	12,234	9,376	6,507	5,161	3,974	3,144
	50～59 才	7,695	5,427	4,816	4,501	3,193	2,228
	60 才以上	9,260	9,664	8,768	7,804	7,143	6,390
60 才以上の割合		31.7%	39.5%	43.6%	44.7%	49.9%	54.3%

(資料：漁業センサス)

(選定理由)

- 本市において高齢化等による漁業集合者の減少が進む中、担い手の確保や従業者の離職防止対策として、県内トップクラスの手厚い制度を整備し、漁業の活性化を図っているところである。(西海市)

国への提言

* * *

第1号議案

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

~~新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。~~

~~これまで、各市ではワクチン接種の実施や医療提供体制の強化など、住民の安全・安心の確保に全力で取り組んできているが、新たな変異株の出現などもあり、今後ますます国と地方自治体が強力に結束し、対応を図ることが重要であるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。~~

(説明)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを踏まえ、1号議案としてまとめた「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言」について、以下のとおり提言内容ごとに関連する議案に再編することとしたい(事務局)

1. 医療提供体制の確保について〔継続5回〕

⇒ 第3号議案「地域医療保健の充実強化に関する提言」へ再編

2. 保健所の体制強化について〔継続5回〕

⇒ 第3号議案「地域医療保健の充実強化に関する提言」へ再編

~~3. クルーズ船等の対応について〔継続5回〕~~

~~新型コロナウイルスの感染者が発生した外国籍クルーズ船への対応については、市中で発生したケースと同様、外国人旅行者として扱うこととなり、第一義的には入港した都市の管轄の保健所が対応しているところである。~~

~~しかしながら、船籍に関わらず大型クルーズ船の乗員、乗客は、数千人にもなり、ひとたび船内で集団感染が発生すれば、マンパワーに限られる地域の保健所では対応が困難であると思慮される。~~

~~また、船籍国、船舶所有者、運航会社の責任範囲について、国際的なルール~~
~~の明確化が必要であると考えている。~~

~~検査費用及び入院患者の医療費についても、感染症法に基づき、地元自治体が費用の一部を負担することとなり、交付税措置はあるもののかなりの財政負担を強いられる。~~

~~現在、地方負担分については、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、地方負担額を算定基礎として全額交付限度額に算定される仕組みとなっているところであるが、引き続き、地方の財政負担を軽減する仕組みが必要であると考えている。~~

~~よって、検疫法による検疫を終え入港した外国籍クルーズ船等において感~~

~~感染症の集団感染が発生した場合の対応及び費用負担について、国が責任を持って対応するよう必要な法整備や国際ルールの明確化、体制整備を行うこと。~~

(説明)

提言しない(長崎市)

- ・ 5類引き下げに伴い、検疫法上の「検疫感染症」から外れることから、これまでと対応が異なることが予想されるため、提言を行わないもの。(長崎市)

4. 地方財源の確保について〔継続 5 回〕

⇒ 第 1 号議案「都市財政の拡充強化に関する提言」へ再編

~~(3) 今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税をはじめとする令和 2 年度に追加された減収補てん債の対象税目について対象とすること。~~

(説明)

- ・ 提言しない(長崎市、諫早市、大村市)
- ・ 令和 2 年度に追加された減収補てん債の対象税目については、令和 3 年度から対象外となっていることや、コロナの地方消費税への影響は令和 5 年度は見込まれていないことから提言を行わないもの。(長崎市)

~~5. 医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について〔継続 3 回〕~~

~~国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度及び介護保険制度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料(税)の減免に対する財政支援について、これまでと同様に減免額の全額を国費により支援すること。~~

(説明)

・ 提言しない(長崎市)

5 類扱いとなれば保険料の減免を行わないこととなり、減免に対する財政支援を求める必要がないため(長崎市)

第21号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について【一部再掲】〔継続5回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。（佐世保市）

（資料21-1 参照）

（説明）

・令和5年度において改善が見られたため、今後においても引き続き現行の制度を維持するよう要望を行うもの。（佐世保市）

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

~~特に、令和4年度税制改正において講じられた商業地等における税額上昇幅を評価額の2.5%までとする措置については、臨時、異例のものであり、期限の到来をもって確実に終了し、令和5年度以降は既定の負担調整措置を確実に実施すること。~~

また、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については令和4年度末の期限到来をもって終了されることとなった一方で、生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置が新たに創設されるが、そもそもこうした政策的措置は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではないことから、現下の経済情勢を踏まえた対応であることに鑑み、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。（佐世保市）

（説明）

- ・今年度末期限の特例措置は終了したものの、新たな特例措置が創設されたことから、終期をもって確実に終了することを要望するもの。（佐世保市）

（２）一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和~~4~~5年度の地方財政計画について、地域~~社会~~のデジタル化の~~推進~~、及び公共施設の脱炭素化の取組等の~~推進~~や消防・防災力の~~一層の強化のための事業費~~脱炭素化の推進、自治体の施設の光熱費高騰への対応が確保されている。

~~地域デジタル社会形成に向けた様々な取組みをはじめ、引き続き、地方創生への積極的な取組や、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。~~

新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策はもとより、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、地域社会の維持・再生、人への投資、国土強靱化のための防災・減災事業、~~デジタル化の推進~~など、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。（佐世保市）

(説明)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを踏まえ、(旧)1号議案としてまとめていた「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言」について、提言内容ごとに関連議案に再編することとしたい(事務局)
- ・令和5年度予算編成及び地方財政対策を踏まえた時点更新を含め、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰対策を含め、実情に沿った行政サービスを担うことができるよう、一般財源総額の確保を要望するもの(佐世保市)
- ・重複する内容を削除するもの(事務局)

- ② ~~地方財政における財源不足に対し、令和3年度補正予算において、地方交付税の増額により特例的に臨時財政対策債の償還財源の一部が措置されたところであるが、令和4年度の地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和4年度の地方財政計画においては約1.8兆円となっている。~~

~~恒常的に生じている財源不足額への対応につ~~地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。(佐世保市)

(説明)

- ・臨時財政対策債の発行額を制度開始以来の最低1.0兆円にまで抑制し、残高も大きく縮減している。さらに交付税特別会計借入金の償還前倒しや国税減額補正に係る後年度精算前倒しなど、地方財政の健全化も図られており、財源不足の対応について削除するもの(佐世保市)

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

義務教育施設については一定の改善がなされたものの、今後においても必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保するとともに、実態に応じた建設物価を反映した単価設定を行うこと。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

2. 地方消費者行政の拡充への支援等について〔継続6回〕

(1) 消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員（みなし合格者を含む。）が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況であることから、相談員の確保と育成に向けた地方での講習や試験の実施等について対策を講じること。

併せて、地方消費者行政推進交付金に代わり、平成30年度から導入された地方消費者行政強化交付金については、強化事業の対象となる事業が限定され、さらに2分の1の地方負担が生じるなど、地域の実情に応じた事業実施が困難な状況であることから全額補助とするとともに対象事業の拡大を図ること。

(資料21-2 参照)

3. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について〔継続4回〕

(1) 地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

(2) NBC（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

4. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔更新〕

（佐世保市、長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を強く要請する。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を創設すること。（佐世保市）

（資料 21-3 参照）

（説明）

- ・現在、浄化槽設置費用の 4 割程度が国庫基準額であり、国の交付金はその 1/3 にとどまっており、維持管理費に対する国の財政支援もないことから、設置者の経済的負担が大きく、整備が進んでいない状況である。本県は海に囲まれていることもあり、大村湾・有明海沿岸の市町を始め、各自治体においては、水質汚濁防止のためにも浄化槽設置の重要性は高まっており、とりわけ閉鎖性海域である大村湾の周辺市町においては、従来からの COD の削減に加え、赤潮などの原因となる窒素・リンの削減が必要であり、高度処理型浄化槽の導入を推進しなければならない。また、維持管理に対しても公的な助成を行うことで管理者の費用負担を図り、浄化槽の普及、適正な維持管理を促進する必要があるため要望するもの。（佐世保市）

5. 公共下水道への財政措置の拡大について〔継続 4 回〕

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るように要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

(資料 21-4 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

6. 廃棄物処理対策の強化について〔継続 6 回〕

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改廃事業に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、延命化や施設の機能回復のための基幹的設備改廃については交付の対象となっていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改廃についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

- ③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図ること。

(2) 家電リサイクル法について

- ① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品のリサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図ること。
- ② 家電リサイクル法で定められた対象品目（現家電4品目）を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を対象品目とすること。
- ③ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体に財政負担が生じることのないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築すること。

(3) 小型家電リサイクル法について

長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じること。

(4) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みを構築すること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備すること。

7. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続4回〕

(1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

(資料 21-5 参照)

(2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

8. 治水事業に対する財政措置等について〔継続6回〕

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、河川浚渫事業に対す

る財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。

(資料 21-6 参照)

9. 地方バス路線維持対策について〔継続 1 回〕

(1) 補助要件の緩和について

平成 23 年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する路線撤退後の交通手段確保に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の引上げ等補助要件の緩和を図ること。

(2) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様に J R 並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

(3) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置を講じること。

(4) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手が慢性的に不足している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、給与・労働条件の待遇改善や大型二種免許の取得など、運転手の確保、育成につながる支援制度を構築すること。

(資料 21-7 参照)

10. 水道事業に対する財政措置の強化について〔継続 4 回〕

(1) 再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については

多額の費用を要し、人口減少に伴う収益減少等による厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び補助率の向上を行うこと。

(資料 21-8 参照)

(2) 水道未普及地域解消事業について〔新規〕 (平戸市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、壱岐市、五島市、西海市、南島原市)

本県の水道普及率は 98.9% (令和 3 年度末時点) と高いものの、未だ水道を利用できず地下水や井戸水等を水源とする未普及地域では、近年の異常気象や土砂災害、鳥獣被害等により水源が枯渇する状況が生じている。このため未普及地域の早期解消を図り、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資するため、水道未普及地域解消事業に対する補助採択基準の拡大及び補助率の向上を行うこと。(平戸市)

(説明)

・近年の給水人口の減少や給水収益の減収が見込まれる中、補助採択基準を下回る未普及地域は、ほとんどが地理的要因により多額の事業費を要するため、単独での資金の確保が難しいことから、補助採択基準の拡大〔採択基準の給水人口要件 10 人以上の緩和など〕及び補助率〔現行 4/10〕の向上を要望するもの (平戸市)

11. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について〔継続 6 回〕

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続的な対象となるよう格別の配慮がなされることを要請する。

(資料 21-9 参照)

12. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔継続 6 回〕

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

平成２３年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第２０条第２項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づき引き続き財源を確保するとともに、対象地域に限らず全ての離島航路についてＪＲ等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

（２）貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

（３）貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

（４）離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも３０年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、~~財政投融资を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度改正~~離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。（五島市）

（説明）

- ・改正離島振興法により、高速安定航行が可能な船舶に対する設備投資が配慮規定に明記されたことを踏まえ修正するもの（五島市）

（５）有事における離島航路の維持について

~~新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関については、利用者が著しく減少し、航路事業者の経営状態が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航路の維持が懸念されたところである。~~

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも~~多大な影響を及ぼすことから~~、必要不可欠なものである。~~以上の~~ことから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。（五島市）

（資料 21-10 参照）

（説明）

- ・ コロナ禍から利用者が回復傾向にあるため、状況の変化により修正するもの （五島市）

13. 離島航空路線の維持について〔継続 3 回〕

~~新型コロナウイルス感染症の拡大により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関の利用者も著しく減少し、航空路事業者の経営環境が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航空路の維持が懸念されたところである。~~

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要不可欠なものである。~~ことから~~、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。（~~壱岐市~~）

（資料 21-11 参照）

（説明）

- ・ コロナ禍から利用者が回復傾向にあるため、状況の変化により修正するもの。（~~壱岐市~~）

14. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について〔継続 4 回〕

離島のガソリン価格については、平成 23 年度から離島のガソリン流通コスト対策事業による補助制度が設けられ、補助単価の見直しも行われているが、依然として本土との価格差が大きい状況が続いている。

離島のように自家用車に大きく依存している地域においては、島民生活において大きな負担となっている。また、産業経済活動においてもガソリン価格差によるコスト増を販売価格等に転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀

なくされている。

こうした状況を鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮した上で、格差是正のための制度の見直しと、離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

(資料 21-12 参照)

15. 半島航路の維持・確保について〔継続 6 回〕

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

(5) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路の P R や広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(資料 21-13 参照)

16. 世界遺産保護のための財政支援措置について〔継続 2 回〕

長崎県内には、平成 27 年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成 30 年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 2 つの世界遺産がある。

これら世界遺産の保護を万全なものにするため、世界遺産の構成資産の修復・公開・活用のための整備及びガイダンス施設等の整備に対し、優先的な財政支援措置を講じること。

(資料 21-14 参照)

17. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続 2 回〕

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えによる大震火災等の災害の抑制につながることであり、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上に寄与する一方で、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、必要な財源の確保を行うこと。

18. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について【再掲】〔継続 6 回〕

平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設すること。

19. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について【再掲】〔継続 2 回〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新増改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労

務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きい
ため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターな
どの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、
設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが
事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、
急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事
業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必
要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対
応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きい
ため、さらなる補助単価の増額を行うこと。（長崎市）

(説明)

- ・学校施設躯体部分の増築が必要なエレベーター増設工事は、国の補助単価と実工事費との乖離
が大きく、設置が進みにくい状況であることから追加するもの （長崎市）

20. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃につ いて〔継続2回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）
等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向
けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事
業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進
事業債について、平成29年度から令和3年度までの時限措置が令和8年度ま
での5年間延長されたところだが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組
みが必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継
続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにすること。

21. ふるさと納税に係る返礼品について〔継続1回〕

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中
で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の
送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、
地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関し
ては経費率の対象から除外すること。

22. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について〔継続4回〕

続4回〕

避難所開設においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

23. デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）地方創生拠点整備交付金の自由度向上について〔継続4回〕

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、従来の地方創生関係交付金を再編し、「デジタル田園都市国家構想交付金」が創設されたが、同交付金の地方創生拠点整備タイプにおいて行われる地方創生に資する先導的な施設整備等への支援については、~~地方創生拠点整備交付金が創設されており、当該交付金は、地方公共団体が実施する施設整備等を想定している。~~

~~地方創生は、産学官金労言士の多様な関係者で取り組むものであることから、民間事業者等が実施する施設整備等について、国や地方が真に地方創生に資するものとして公共性を認める場合は、本交付金の対象となるよう制度改善を行うこと。~~

~~また、一般に複数年の事業期間を要することから、十分な執行期間を確保できるよう、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、補正予算分についても複数年度にわたる施設整備事業のが可能となるよう採択要件の緩和を図ること。（長崎市）~~

（説明）

- ・交付金の名称変更及び要件拡充（民間事業者の所有、整備する施設が公の施設として位置付けることを要件に、当該施設整備にかかる間接補助も交付対象化）が行われたこと等による修正を行うもの（長崎市）

24. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続4回〕

国の犯罪被害者等給付金については、給付申請から給付までに時間がかかっていることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、早期に支給できるように、更なる運用改善を図ること。

25. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について【再

【掲】〔継続2回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について特段の配を図ること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が~~800500~~以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。（長崎市）

（説明）

- ・宣言を行った自治体数を反映したもの（令和4.11.30時点）（長崎市）

- (2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。

- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われることとな~~っている~~が、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

（説明）

- ・表現を修正するもの（長崎市）

県内各市のゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団 体 名	令和2年度	令和3年度
長 崎 市	40,792	49,308
佐 世 保 市	36,765	40,790
島 原 市	0	0
諫 早 市	33,740	43,204
大 村 市	19,814	21,177
平 戸 市	0	0
松 浦 市	0	0
対 馬 市	0	0
壱 岐 市	2,130	2,292
五 島 市	4,488	4,677
西 海 市	25,583	28,347
雲 仙 市	9,000	10,089
南 島 原 市	6,887	7,456
県内13市の合計	179,199	207,340

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口(R4.11.1)	398,596	237,187	42,077	132,385	96,461	28,235	20,485	27,244	23,920	33,174	24,999	40,200	40,433
世帯数	186,548	103,785	17,004	54,087	40,488	11,859	8,706	12,472	9,625	16,362	10,820	15,329	15,789
(1)令和4年度消費者センター職員数(人)	25	8	3	4	6	5	2	3	1	5	6	5	8
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	11	8	3	4	6	5	2	3	1	3	5	4	7
(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	5	3	2	2	4	1	1	1	1	2	2	2	2
(4) (3)うち、資格保有者数(人)※ 1	5	2	1	2	2	0	1	0	1	2	1	2	1
令和4年度消費者行政に関する予算額(正規職員の人件費、計量行政費は除く)(千円)	41,974	14,016	6,621	12,831	13,781	4,181	5,643	4,346	3,455	7,543	6,079	7,769	7,683
特定財源・消費者庁基金(交付金)からの充当等(千円)	6,803	577	874	1,613	3,642	517	428	1,726	720	3,865	268	1,899	725
(対予算の割合)	16.21%	4.12%	13.20%	12.57%	26.43%	12.37%	7.58%	39.71%	20.84%	51.24%	4.41%	24.44%	9.44%
うち消費者行政推進補助金により相談員の人件費に充当する額(千円)	0	0	0	635	3,293	517	0	1,512	0	3,265	0	796	0
(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	4.95%	23.90%	12.37%	0.00%	34.79%	0.00%	43.29%	0.00%	10.25%	0.00%
一般財源(千円)	32,970	13,439	5,747	11,186	10,139	3,652	5,215	2,620	567	3,678	5,811	5,870	6,958
(対予算の割合)	78.55%	95.88%	86.80%	87.18%	73.57%	87.35%	92.42%	60.29%	16.41%	48.76%	95.59%	75.56%	90.56%
消費生活相談員報酬(含む共済費)(千円) 【補助金十一財】	19,378	11,077	5,526	5,511	12,178	3,679	2,297	3,011	2,168	6,585	5,286	5,977	5,981
(対予算の割合)	46.17%	79.03%	83.46%	42.95%	88.37%	87.99%	40.71%	69.28%	62.75%	87.30%	86.96%	76.93%	77.85%
3年度相談件数(件)	2,925	1,835	475	724	653	256	195	44	72	236	114	286	270
2年度相談件数(件)	3,400	2,074	462	843	713	229	178	46	100	258	106	298	232

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。

※2 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

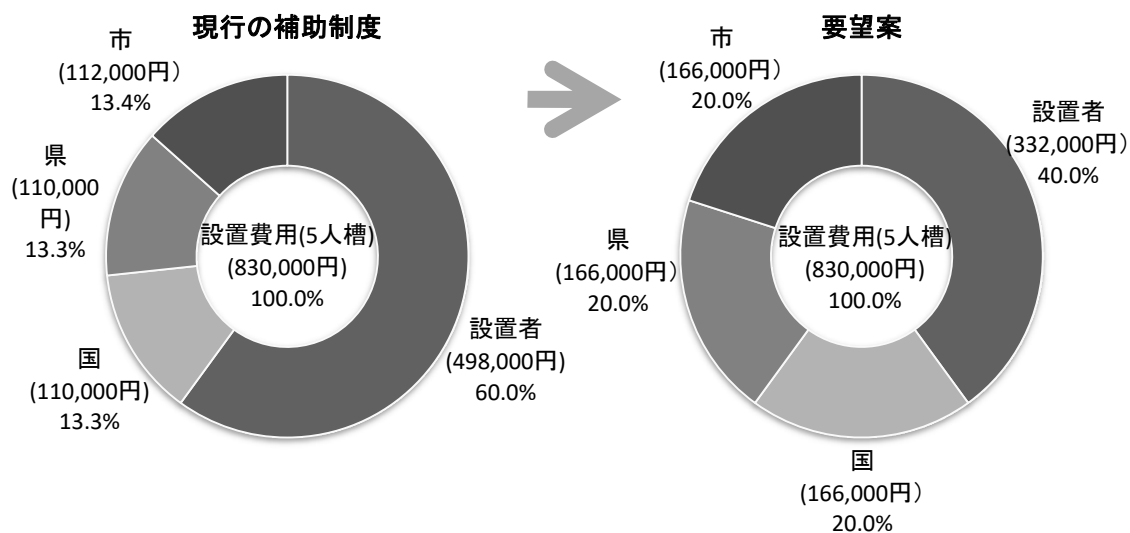
令和3年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市 名	浄化槽基数(R4.3.31現在)									令和3年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,771	2,437	334	459	306	153	3,230	2,743	487	23	8,836
佐世保市	13,168	9,866	3,302	1,986	1,041	945	15,154	10,907	4,247	255	111,995
島原市	6,353	5,557	796	1,148	924	224	7,501	6,481	1,020	155	57,824
諫早市	7,652	7,171	481	1,037	694	343	8,689	7,865	824	94	37,779
大村市	1,216	1,188	28	257	202	55	1,473	1,390	83	9	3,933
平戸市	3,592	2,950	642	653	396	257	4,245	3,346	899	91	40,093
松浦市	1,516	1,361	155	355	221	134	1,871	1,582	289	40	6,210
対馬市	1,971	1,774	197	317	100	217	2,288	1,874	414	41	25,497
壱岐市	2,497	2,362	135	346	265	81	2,843	2,627	216	79	50,307
五島市	8,588	7,031	1,557	955	429	526	9,543	7,460	2,083	272	111,922
西海市	2,387	2,304	83	750	610	140	3,137	2,914	223	34	13,644
雲仙市	3,367	3,075	292	544	387	157	3,911	3,462	449	114	21,864
南島原市	5,694	4,770	924	58	38	20	5,752	4,808	944	144	68,706
合 計	60,772	51,846	8,926	8,865	5,613	3,252	69,637	57,459	12,178	1,351	558,610

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額 (40% → 60%)

補助率 (補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,433)	40,000 (19,433)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,333)	45,900 (25,333)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,933)	57,500 (36,933)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R2年度)・・・年間約21,523円 水道局営業課業務係確認

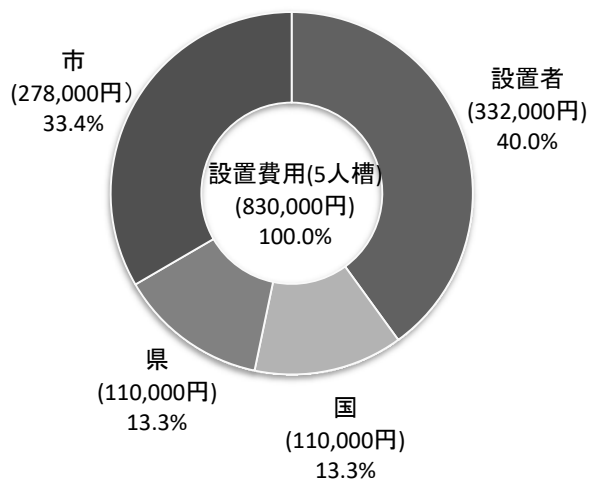
※維持管理費については、H22～R3年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

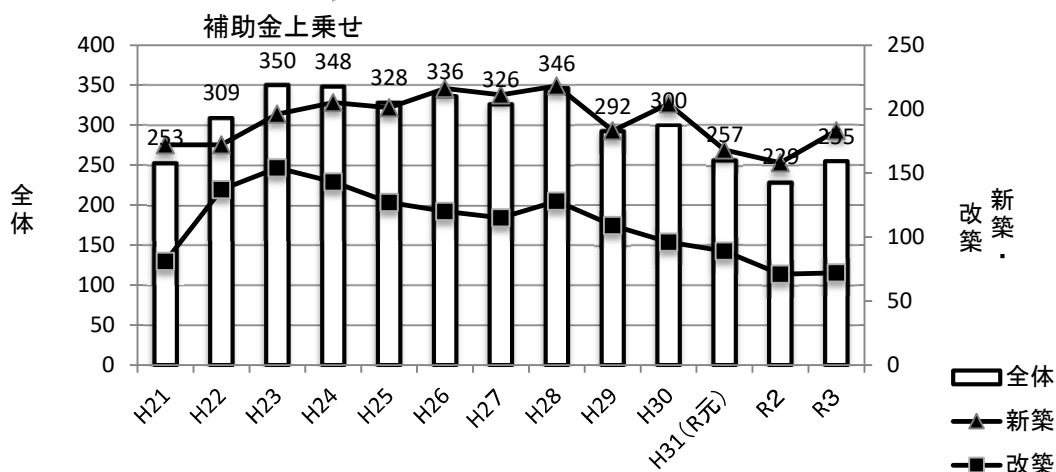
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	550	426	275	213
6～7人槽	669	514	335	257
8～50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183



公共下水道事業概要(R4.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	403,628	240,871	43,283	134,949	97,704	29,509	21,537	28,483	25,171	35,093	26,146	41,911	43,120
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	381,084	145,475	計画廃止	89,821	88,210	未着手	5,218	未着手	3,435	下水道計画廃止	3,285	13,916	5,679
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	370,867	134,339		76,763	86,573		3,947		1,952		2,266	9,142	3,600
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,423	2,933		201		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.4	60.4		66.6	90.3		24.2		13.6		12.6	33.2	13.2
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.3		85.5	98.1		75.6		56.8		69.0	65.7	63.4
(6) 総事業費(千円)(J)	342,245,723	130,591,570		102,330,313	80,034,698		8,567,591		6,629,173		8,567,009	22,112,224	13,753,132
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	112,546,999	49,934,000		33,501,037	29,094,376		3,555,008		2,926,807		3,865,073	9,506,939	5,885,683
イ 企業債(千円)	182,593,753	67,477,840		51,342,466	41,169,004		4,073,500		3,033,500		3,916,083	9,968,500	5,653,500
ウ 受益者負担金(千円)	4,272,801	3,777,029		4,986,413	2,676,868		120,475		88,298		73,537	153,507	172,513
エ その他(千円)	42,832,170	9,402,701		12,500,397	7,094,450		818,608		580,568		712,316	2,483,278	2,041,436
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	200,775,706	84,678,072		71,357,884	55,453,284		6,763,925		4,206,514		6,177,136	13,953,372	7,164,471
イ ポンプ場費(千円)	20,593,506	5,820,258		4,187,290	4,602,250				203,423			921,397	1,608,777
ウ 処理場費(千円)	106,440,408	38,744,340		20,763,475	19,380,823		1,770,801		2,211,536		2,389,873	6,808,854	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,412,617	280,445				0				
オ その他(千円)	14,436,103	1,348,900		1,609,047	317,896		32,865		7,700			428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	211,302,403			67,103,725	53,028,817		6,892,269		0		7,803,357	17,962,151	11,604,089
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	0.0		65.6	66.3		80.4		0.0		91.1	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	2,096	695		530	517		46		43		44	175	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力($m^3/日$)(L)	145,700	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠: 令和3年度決算統計(令和4年3月31日)

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市 名	事 業 費 （千円）			備 考
	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	
長崎市	事業なし		9 5 0	
佐世保市	1 3, 8 2 4	1 3, 1 5 2	1 5, 0 1 3	
島原市	2, 3 6 0	2, 6 2 7	2, 4 2 7	
諫早市	事業なし			
大村市	1, 5 6 3	2, 3 1 4	1, 5 7 9	
平戸市	6, 2 4 8	6, 9 3 6	7, 7 5 5	
松浦市	1, 8 6 0	1, 8 5 6	2, 0 8 6	
対馬市	2 6 3, 1 1 2	2 7 1, 3 1 3	2 8 4, 7 6 5	
壱岐市	5 9, 8 7 2	6 1, 0 9 0	5 0, 7 0 7	
五島市	1 0 8, 0 8 1	1 1 2, 4 8 1	1 0 4, 1 9 9	
西海市	事業なし			26 年度まで実施
雲仙市	3, 0 9 1	4, 1 9 3	2, 9 6 2	
南島原市	1, 1 9 7	1, 5 7 2	2, 0 1 0	
合 計	4 6 1, 2 0 8	4 7 7, 5 3 4	4 7 4, 4 5 3	



◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
長崎市	3	2	4,451	1,397
佐世保市	9	6	16,029	32,573
島原市	0	0	0	0
諫早市	16	27	25,666	24,870
大村市	0	2	0	54,700
平戸市	1	3	54	2,599
松浦市	1	1	500	301
対馬市	74	38	24,299	10,670
壱岐市	1	4	2,469	11,319
五島市	2	7	2,639	27,551
西海市	0	3	0	9,483
雲仙市	5	1	1,432	2,288
南島原市	0	6	0	125,000
計	112	100	77,539	302,751

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

令和3年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	93,683,160
2	佐世保市	2	19,892,000	0	0	6	21,551,000
3	島原市	0	0	0	0	37	30,513,000
4	諫早市	11	68,147,000	0	0	65	275,029,000
5	大村市	2	9,745,000	0	0	12	100,374,000
6	平戸市	3	58,499,000	0	0	4	39,910,000
7	松浦市	2	22,782,000	0	0	11	83,318,000
8	対馬市	3	25,716,150	2	5,339,679	24	90,838,972
9	壱岐市	0	0	1	1,812,000	30	69,369,000
10	五島市	5	14,035,898	2	4,559,434	22	89,053,668
11	西海市	1	5,000	0	0	8	78,660,000
12	雲仙市	0	0	0	0	26	25,096,000
13	南島原市	0		0		33	56,044,000
合計			218,822,048		11,711,113		1,053,439,800

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	24	1,582,000
2	佐世保市	2	4,085,169
3	島原市	1	3,712,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	24,452,077
8	対馬市	7	3,789,263
9	壱岐市	0	0
10	五島市	3	7,961,645
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		44	45,582,154

県内の水道管路の状況

	①上水道 管路延長(m)	②簡易水道 管路延長(m)	①+② ③合計(m)	④耐震適合 管路延長 (m)	④/③耐震 率 (%)
長崎市	2, 435, 207	199, 816	2, 635, 023	506, 093	19. 2%
佐世保市	1, 518, 619	385, 911	1, 904, 530	234, 738	12. 3%
島原市	338, 799	14, 053	352, 852	178, 835	50. 7%
諫早市	996, 357	41, 165	1, 037, 522	274, 237	26. 4%
大村市	652, 908	－	652, 908	98, 736	15. 1%
平戸市	702, 767	－	702, 767	116, 082	16. 5%
松浦市	480, 425	－	480, 425	23, 185	4. 8%
対馬市	627, 735	－	627, 735	21, 824	3. 5%
壱岐市	887, 135	－	887, 135	5, 557	0. 6%
五島市	525, 711	80, 450	606, 161	30, 293	5. 0%
西海市	655, 888	32, 976	688, 864	22, 175	3. 2%
雲仙市	543, 324	－	543, 324	64, 165	11. 8%
南島原市	866, 515	－	866, 515	93, 562	10. 8%
合 計	11, 231, 390	754, 371	11, 985, 761	1, 669, 482	13. 9%

※令和2年度（令和3年3月末現在）長崎県水道事業概要より管路は導水管、送水管、配水管の計耐震適合管路延長（耐震管+耐震適合管）については令和2年度決算による

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (3年5月調査)	令和2年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (4年5月現在)	令和3年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	296	30	県営	19	298	36	県営	25
				県費補助	11			県費補助	11
2	佐世保市	208	48	県営	28	210	53	県営	29
				県費補助	20			県費補助	24
3	諫早市	137	9	県営	0	140	5	県営	0
				県費補助	9			県費補助	5
4	大村市	20	1	県営	0	20	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
5	島原市	1	0	県営	0	1	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
7	対馬市	85	3	県営	3	85	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
8	壱岐市	66	1	県営	1	66	2	県営	2
				県費補助	0			県費補助	0
9	五島市	32	2	県営	2	32	2	県営	2
				県費補助	0			県費補助	0
10	平戸市	60	1	県営	0	60	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
11	南島原市	134	0	県営	0	134	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
12	雲仙市	40	1	県営	0	40	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
13	西海市	93	4	県営	2	93	3	県営	2
				県費補助	2			県費補助	1
合計		1199	100	県営	55	1206	105	県営	63
				県費補助	45			県費補助	42

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】

**KJ01** 929-117 つばさ

建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船

**KJ02** 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月
運航: 東海汽船

**KJ03** 929-117 ビートル三世

建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船

**KJ04** 929-117 ペガサス

建造: 1990年3月
運航: 九州商船

**KJ05** 929-117 ビートル

建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船

**KJ06** 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ07** 929-117 ペガサス2

建造: 1990年10月
運航: 九州商船

**KJ08** 929-117 ビートル二世

建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船

**KJ09** 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月
運航: 九州郵船

**KJ10** 929-117 すいせい

建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船

**KJ11** 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船

**KJ12** 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ13** 929-117 トッピー3

建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ14** 929-117 S.I. 大漁

建造: 1994年6月
運航: 東海汽船

**KJ15** 929-117 ロケット

建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ16** 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】

**BJ11** 929-115 トッピー7

建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**BJ15** 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船

**BJ17** 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月
運航: 東海汽船

**BJ19** 929-115 S.I. 虹

建造: 1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中

**BJ23** 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ

**BJ25** 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020 年 8 月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

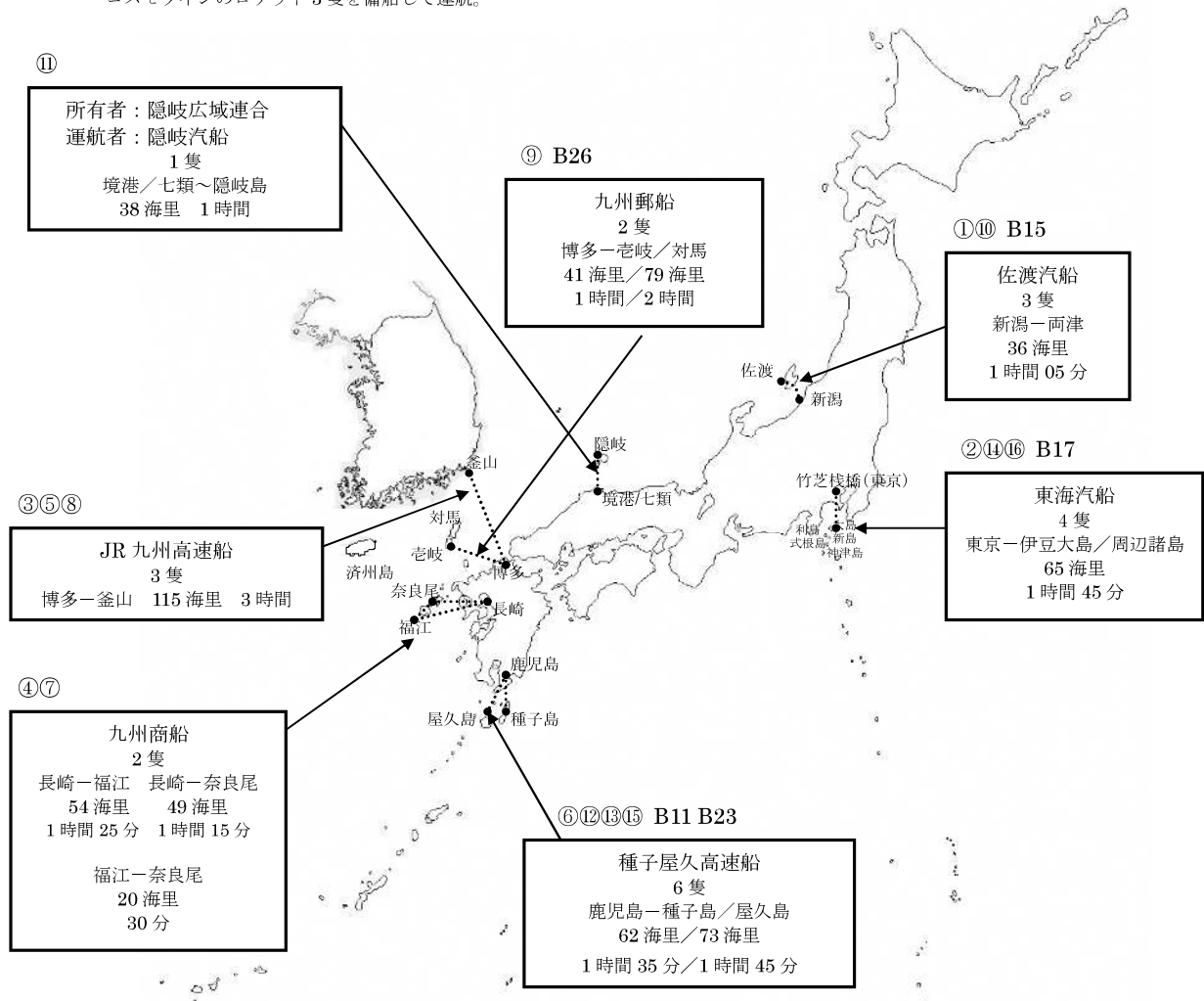
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989 / 04 / 26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013 / 03 / 14
③	JR 九州高速船	ビートル三世	2001 / 03 / 21
④	九州商船	ベガさす	1990 / 03 / 06
⑤	JR 九州高速船	ビートル	1998 / 04 / 02
⑥	種子屋久高速船	ロケット 3	2006 / 04 / 18
⑦	九州商船	ベガさす 2	1997 / 02 / 01
⑧	JR 九州高速船	ビートル二世	1991 / 03 / 25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991 / 04 / 14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991 / 04 / 28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014 / 01 / 07
⑫	種子屋久高速船	トッピー 2	1992 / 04 / 29
⑬	種子屋久高速船	トッピー 3	1995 / 04 / 29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014 / 12 / 25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004 / 10 / 15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020 / 06 / 30

ボーイング社建造ジェットフォイル

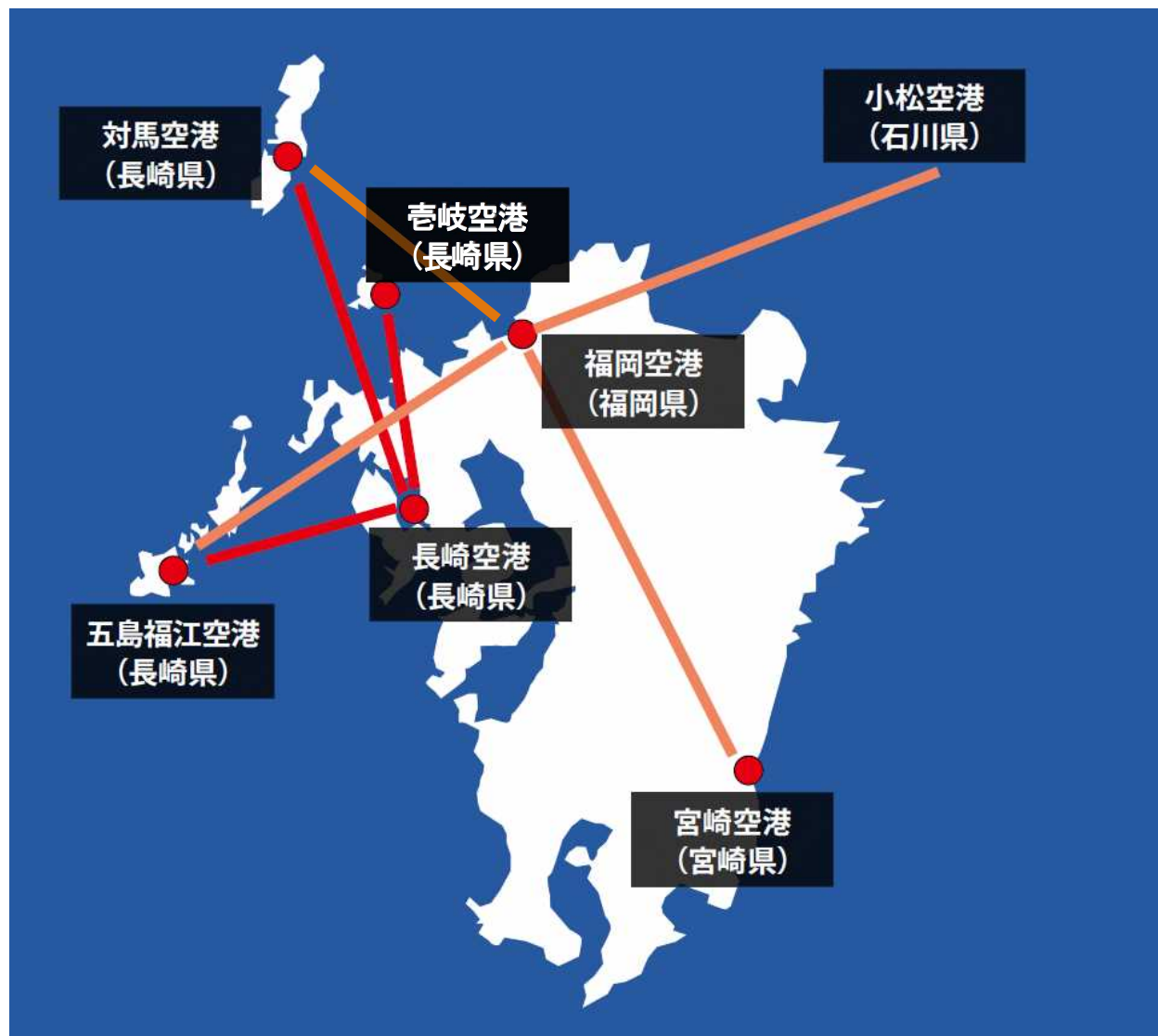
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー 7	2003 / 12 月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986 / 01 月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002 / 04 月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020 / 08 月
23	種子屋久高速船	ロケット 2	2005 / 04 月
26	九州郵船	ヴィーナス 2	2000 / 12 月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー 3 隻及び
コスモラインのロケット 3 隻を傭船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

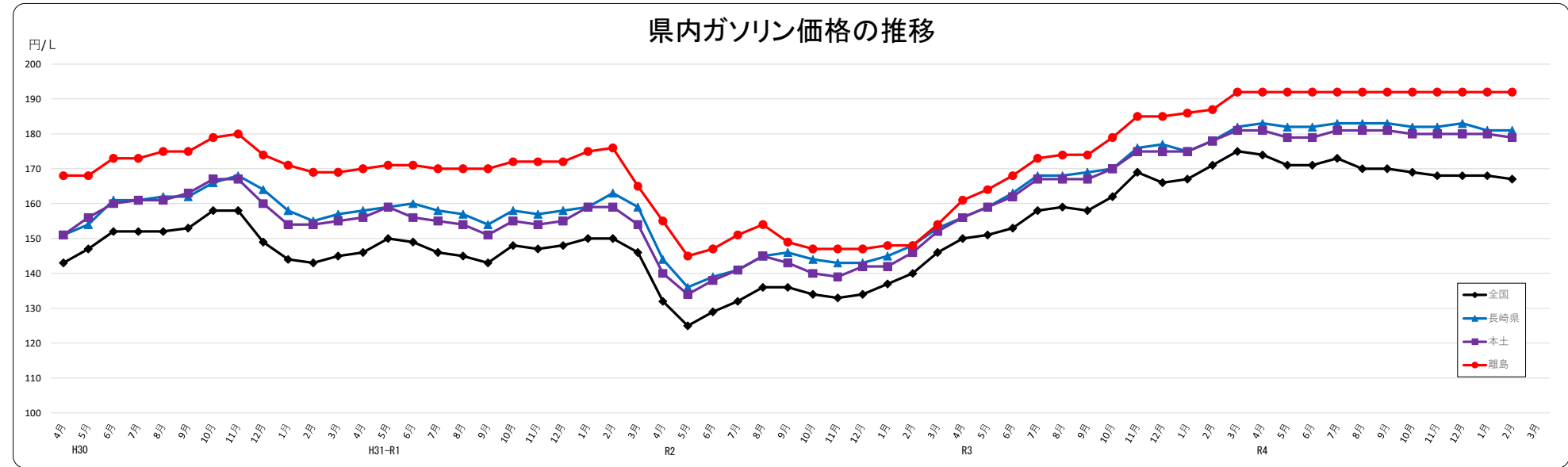
年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	1 3
H28	4	—	1	8	5	—	—	1 8
H29	1 1	—	7	1 2	2	2	—	3 4
H30	1 8	—	6	6	5	6	2	4 3
R1	1 6	—	7	1 0	4	2	2	4 1
R2	4	2	1 0	1 2	3	5	5	4 1
R3	6	1	1 0	1 3	1	3	2	3 6

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

(単位: 円/㍓)																																						
年度	平成30年度												平成31年度・令和元年度												令和2年度													
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
全国	143	147	152	152	152	153	158	158	149	144	143	145	146	150	149	146	145	143	148	147	148	150	150	146	132	125	129	132	136	136	134	133	134	137	140	146	150	
長崎県	151	154	161	161	162	162	166	168	164	158	155	157	158	159	160	158	157	154	158	157	158	159	163	159	144	136	139	141	145	146	144	143	143	145	148	153	156	
本土	151	156	160	161	161	161	163	167	167	160	154	154	155	156	159	156	155	154	151	155	154	155	159	159	154	140	134	138	141	145	143	140	139	142	142	146	152	156
離島	168	168	173	173	173	175	175	179	180	174	171	169	169	170	171	171	170	170	170	172	172	172	175	176	165	155	145	147	151	154	149	147	147	147	148	148	154	161
下五島	164	164	169	169	176	176	182	182	176	176	173	173	169	169	169	169	169	169	170	172	172	172	178	178	172	165	158	158	158	158	160	160	163	163	163	163	168	174
上五島	168	168	174	174	179	179	187	187	182	181	181	181	181	181	181	181	181	176	179	179	179	170	185	175	168	158	158	164	164	169	169	169	169	169	174	175	180	
杵岐	160	160	166	166	166	167	173	175	172	163	163	163	165	167	166	166	166	165	168	169	170	170	175	175	167	162	151	153	154	157	159	159	159	162	163	169	173	
対馬	176	175	180	180	181	180	180	182	174	171	171	171	171	172	174	171	171	171	173	172	172	172	172	172	156	139	129	133	141	146	128	123	121	121	121	121	129	139
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	

年度 月	令和3年度												令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	150	151	153	158	159	158	162	169	166	167	171	175	174	171	171	173	170	170	169	168	168	168	167	
長崎県	156	159	163	168	168	169	170	176	177	175	178	182	183	182	182	183	183	183	182	182	183	181	181	
本土	156	159	162	167	167	167	170	175	175	175	178	181	181	179	179	181	181	181	180	180	180	180	179	
離島	161	164	168	173	174	174	179	185	185	186	187	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	
下五島	174	174	174	179	179	179	185	190	190	190	190	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	
上五島	180	180	180	186	186	186	191	197	197	197	197	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	
杵岐	173	173	176	180	180	180	187	190	190	191	191	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	
対馬	139	147	155	159	163	163	166	175	175	175	179	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	
消費税 内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査



軽油の店頭小売価格の推移

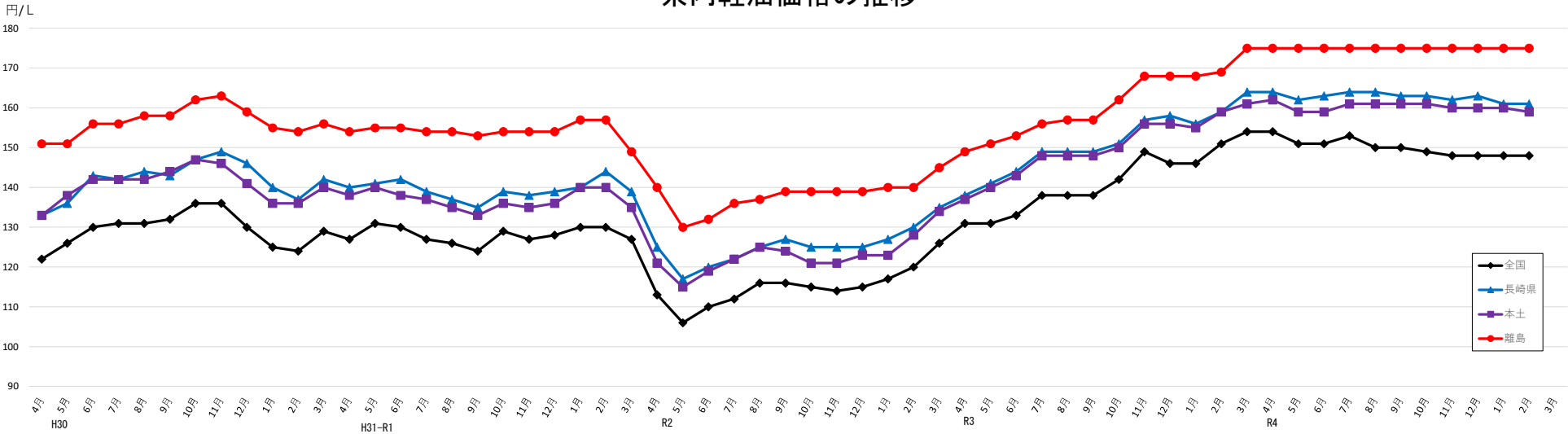
(単位:円/L)

年度	平成30年度												平成31年度・令和元年度												令和2年度												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
全国	122	126	130	131	131	132	136	136	130	125	124	129	127	131	130	127	126	124	129	127	128	130	130	127	113	106	110	112	116	116	115	114	115	117	120	126	131
長崎県	133	136	143	142	142	144	143	147	149	146	140	137	142	140	141	142	139	137	135	139	138	139	140	144	139	125	117	120	122	125	127	125	125	127	130	135	138
本土	133	138	142	142	142	144	147	146	141	136	136	140	138	140	138	137	135	133	136	135	136	140	140	135	121	115	119	122	125	124	121	121	123	123	128	134	137
離島	151	151	156	156	158	158	162	163	159	155	154	156	154	155	155	154	154	153	154	154	154	157	157	149	140	130	132	136	137	139	139	139	139	140	140	145	149
下五島	150	150	155	155	162	162	168	182	163	163	159	159	154	154	154	154	154	155	156	156	162	162	156	149	142	142	142	142	144	144	147	147	147	147	152	158	
上五島	154	154	159	159	164	164	172	187	167	167	167	167	167	167	167	167	162	164	164	164	164	169	160	152	142	142	142	147	147	153	153	153	169	153	158	164	
杵岐	140	140	146	146	146	147	154	175	154	146	146	146	148	150	148	148	148	147	149	147	150	155	153	148	145	133	135	136	139	141	141	141	159	144	145	151	155
対馬	158	157	162	162	163	162	162	182	158	153	153	153	153	154	156	153	153	153	154	153	153	153	153	140	126	116	120	128	128	128	128	121	128	128	132	135	
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	

年度	令和3年度												令和4年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	131	131	133	138	138	138	142	149	146	146	151	154	154	151	151	153	150	150	149	148	148	148	148	
長崎県	138	141	144	149	149	149	151	157	158	156	159	164	164	162	163	164	164	163	163	162	163	161	161	
本土	137	140	143	148	148	148	150	156	156	155	159	161	162	159	159	161	161	161	161	160	160	160	159	
離島	149	151	153	156	157	157	162	168	168	168	169	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	
下五島	158	158	158	163	163	163	169	174	174	174	174	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	
上五島	164	164	164	169	169	169	175	180	180	180	180	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	
杵岐	155	155	158	162	162	162	169	172	172	173	173	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	
対馬	135	139	143	144	146	146	148	157	157	157	161	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	
消費税 内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

県内軽油価格の推移

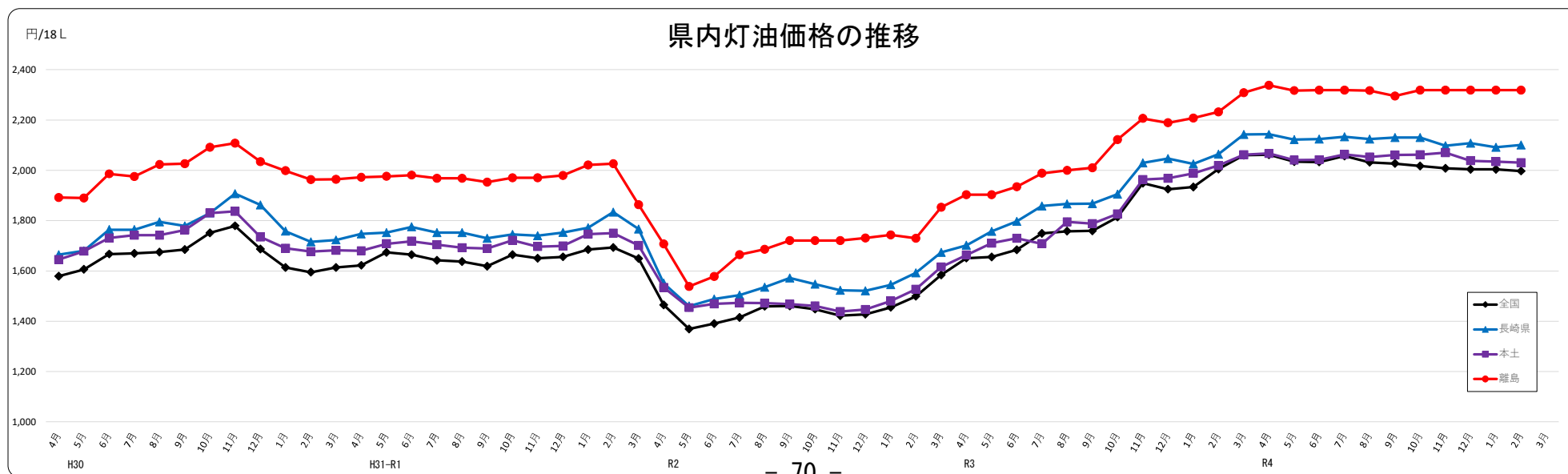


灯油の店頭小売価格の推移

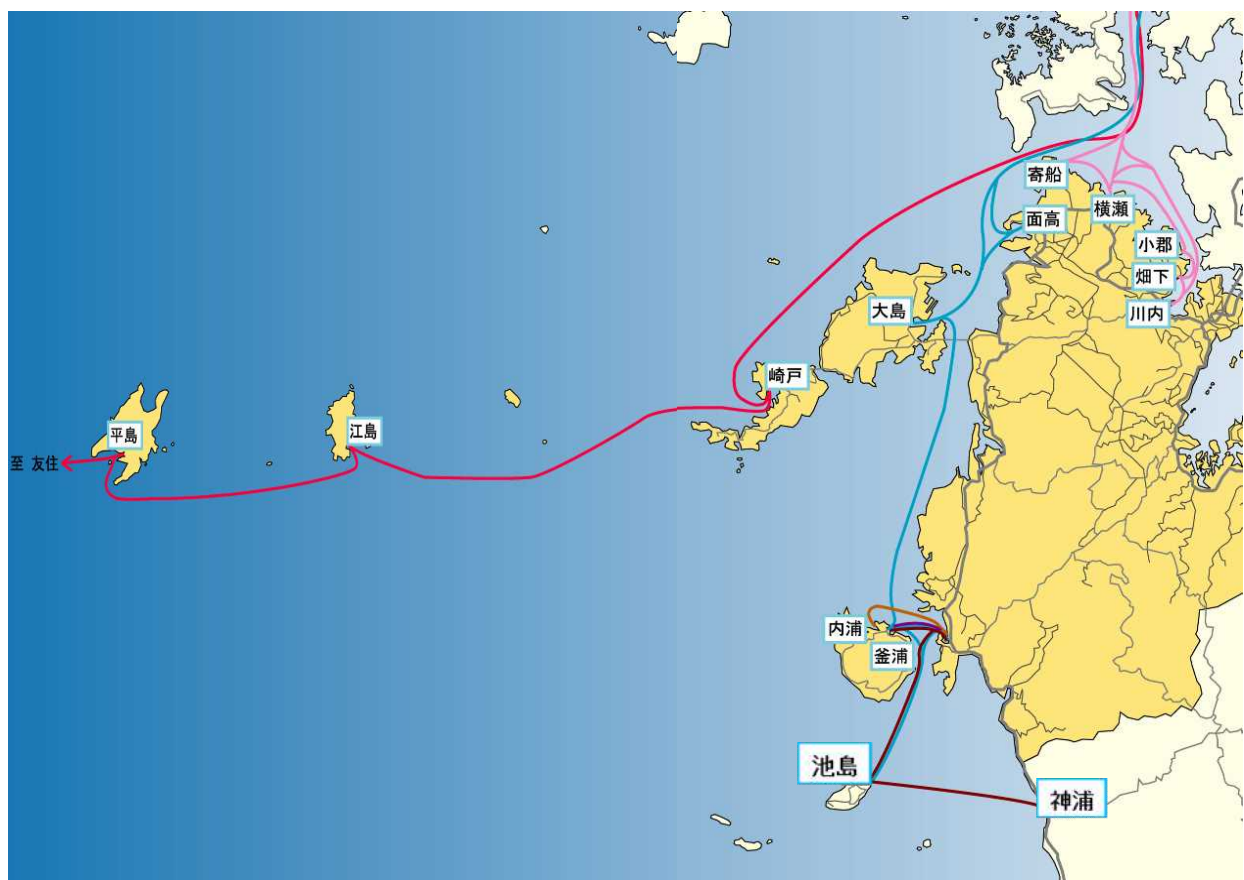
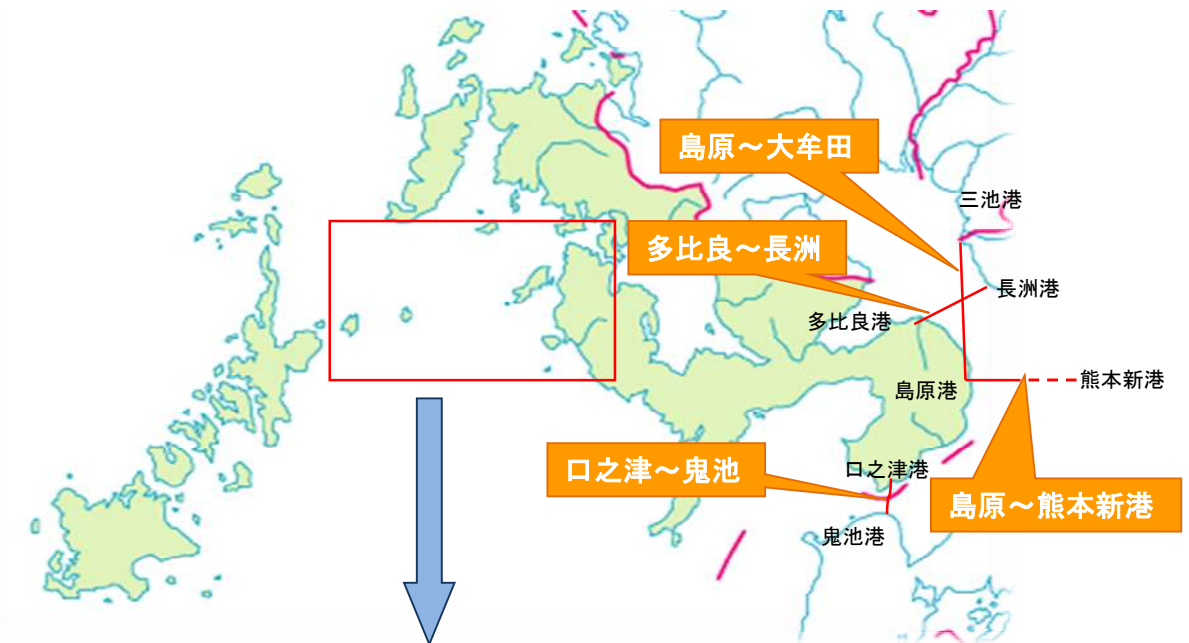
(単位:円/18L)

[illegible][illegible]

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査



半島航路の維持・確保について



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	韮山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西(旧)港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 （江上天主堂とその周辺）	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

第32号議案

国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について〔継続4回〕

(1) 国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(3) 低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 当面の措置及び制度運営について〔継続4回〕

(1) 新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、とりわけコロナ禍での景気後退に伴う被保険者の所得減少など極めて厳しい状況にある国保財政に対し、都道府県化に伴う公費の確実な投入に加え、保険料軽減につながる新たな制度や財源などの財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

(2) 減額措置の廃止について

未就学児に係る医療費助成（現物給付化）については、平成30年度から療養給付費等負担金及び普通調整交付金における減額調整措置が廃止されたが、小学生等を対象とした医療費助成や障害者医療等の各種医療費助成制度等市町村単独事業（現物給付化）の実施に伴う減額調整措置についても廃止すること。

（資料 32-1 参照）

(3) 国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあつては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者に対する賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて〔継続4回〕

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

4. 保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて〔継続4回〕

コロナ禍~~という~~等の特殊事情が国民健康保険制度の運営に多大な影響を及ぼしている年度に限っては、保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準を見直し、ペナルティ措置的な対応とならないように配慮すること。（長崎市）

（説明）

・特殊事業として「コロナ禍」に限定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の扱いが見直されることに伴い、限定せずにその他事業も包含する表現としたい（長崎市）

減額措置の状況

※ 福祉医療費助成制度(未就学児に係る助成分を除く)の現物給付における減額状況

	令和3年度の実績		令和3年度に減額された金額		
	対象	対象者数 (R4年3月末)人	療養給付費等負担金	国財政調整交付金(普調)	計
長崎市	小・中学生	3,978	5,940,123	3,316,808	9,256,931
	ひとり親等	1,794	9,171,336	5,186,187	14,357,523
	重度心身障	3,164	106,507,482	60,115,840	166,623,322
平戸市	小・中学生	423	309,831	90,152	399,983
対馬市	小・中学生	421	582,277	173,173	755,450

第43号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療における医師確保対策等について地域医療提供体制の確保について〔継続5回〕

(説明)

・要望内容を踏まえ、項目名の見直しを行うもの。(事務局)

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心して安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じること。

(資料 43-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療

現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

~~さらに、新型コロナウイルス感染症のように全国的に広がりを見せる感染症対策については、自治体病院等の負担が大きくなることから、国の主導のもと適切な対応を行うとともに、十分な財政措置等を講じること。~~（事務局）

（説明）

- ・（5）に新型コロナ感染症対策を設けたことから、重複する内容を削除するもの（事務局）

（３）救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、総合周産期母子医療センターは、24 時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

（４）物価高騰等を考慮した診療報酬改定について〔新規〕（長崎市、大村市、五島市、西海市）

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営が続く医療機関において、昨今の物価・エネルギー価格高騰に伴う食材料費や光熱費の上昇が更なる負担となっているが、医療機関ではこの価格高騰分を公定価格である診療報酬へは転嫁できず、県や市において国の臨時交付金等を活用した可能な範囲での支援を実施しているところである。

しかしながら、自治体による一時的な支援には限界があり、状況が長期化した場合、医療機関の経営に支障が生じるおそれがあることから、医療機関の運営は診療報酬によって賄われるべきものであることを踏まえ、物価高騰等を考慮した診療報酬改定を行うこと。（長崎市）

(説明)

- ・物価及びエネルギー価格高騰の影響は医療機関にも出ているが診療報酬が公定価格であるため価格高騰分を価格に転嫁することはできない。このため県をはじめ各市において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」などを活用した支援は一部行われているものの、今後、状況の長期化や事業継続の悪化の恐れがある。一時的な支援には限界があること、状況が長期化した場合医療機関の経営破綻につながる恐れがあること、医療機関の運営は診療報酬により賄われるべきものであることから、国に対し、診療報酬改定に際しては物価高騰等を考慮した改定を行うことを要望するもの(長崎市)

(5) 新型コロナウイルス感染症対策について〔継続 5 回〕

1-① 医療提供体制の確保に向けた財政措置について

- (1) 医療機関が抗原定性検査キットや、防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を引き続き安定的に確保できるよう努めること。—
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が継続している。また、他の医療機関においては、特に令和2年度において受診抑制などの影響を受け、本来確保できるはずの収益が得られない状況となったことや、未だ患者数がコロナ以前の状態に戻っていないことなどによる経営悪化が懸念されている。—

今後地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないように、引き続き医療機関に対し、十分な財政措置を講じること。

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが変更されてもウイルスが持つ特徴が変わるわけではなく、医療機関においては必要な感染対策を講じつつ患者の受入体制を維持しておく必要がある。しかしながら、5類感染症への移行に伴い財政支援が縮小されると、医療機関の負担が増し、経営上の大きなリスクとなる恐れがあるため、地域の医療提供体制の円滑な確保に深刻な影響がでないよう、引き続き医療機関の負担に見合った適切な財政措置を講じること。(長崎市)

(説明)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを踏まえ、(旧)1号議案としてまとめていた「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言」を見直し、内容ごとに関連議案に再編することとしたい。②も同様(事務局)
- ・令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けることが決定されたことに伴い、提言内容を見直すもの(長崎市)

2-② 保健所の体制強化の確保について

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、特に感染症の拡大期にお

~~いては、~~各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、~~次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。~~(1) ~~新型コロナウイルス感染症対策に関する業務の増大により、新たな変異株の流行により保健所の業務が増大した場合等にあっても、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。~~(2) ~~あわせて、感染拡大に備え、保健師や臨床検査技師などの必要な人員の増員など等により、体制を強化できるよう財政支援の拡充を図ること。~~(長崎市)

~~(3) PCR検査の充実をはじめ試薬や検査機器など感染拡大防止対策に必要な資機材の安定的な調達・供給を図るとともに、検査に係る人材を確保するなど、検査体制強化のためのソフト・ハード両面での財政面を含めた支援の強化を図ること。~~

(説明)

- ・令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けることが決定されたことに伴い、提言内容を見直すもの(長崎市)
- ・また、(3)については抗原検査キットの無償配布など、検査体制の充実が図られたため、提言を行わないもの(長崎市)

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について〔新規〕

(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市)

がん患者に対するアピアランスケアについては、診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補正具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じること。(長崎市)

(説明)

- ・がん治療の進行により、患者は治療中からも社会参加や就労が続けられるようになってきているが、一方で、抗がん剤治療による髪の毛の脱毛や乳房の除去など、アピアランスと言われる外見の変化による不安から、外出の機会が減るなど日常生活に影響をきたす方がいる。国ではアピアランスケアにかかる相談支援体制の充実や情報提供等に取り組んでいるが、かつらや乳房補正具等といったアピアランスケア用品の購入に際し、経済的負担が大きいことによる支援を求める声もあっており、一部の自治体によってはその補助を行っているところである。アピアランスケアの必要性は全国共通の課題であるため、国による財政支援を求めるもの(長崎市)

従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口 (R3.12.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設 従事医師数	診療科目内訳				
					内科	小児科	外科	産婦人科	その他
長崎医療圏	498,411	2,076	416.5	2,052	361	88	130	69	1,404
佐世保県北医療圏	303,089	756	249.4	738	158	36	60	29	455
県央医療圏	264,044	831	314.7	817	155	67	55	30	510
県南医療圏	124,372	244	196.2	243	60	6	25	10	142
五島医療圏	33,678	75	222.7	71	24	3	5	4	35
上五島医療圏	19,262	31	160.9	29	16	2	5	2	4
壱岐医療圏	24,415	41	167.9	43	16	3	2	1	21
対馬医療圏	27,792	54	194.3	49	25	3	6	3	12
長崎県計	1,295,063	4,108	317.2	4,042	815	208	288	148	2,583
全 国		327,210	258.8						

※厚生労働省医療統計(H30.12.31)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第54号議案

福祉施策の充実強化に関する提言

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. **保健福祉施策等の充実強化について**〔継続4回〕

~~(1) 子ども福祉医療費制度の創設について~~

⇒ 「2. 子ども・子育て施策の充実強化について」へ再編

~~(2) 幼稚園・保育所・認定こども園の所管省庁の一本化について~~

~~子ども・子育て支援新制度は、内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園・保育所・認定こども園に係る所管省庁を一本化すること。~~

- ・提言しない（全市）
- ・令和5年度からこども家庭庁が設置されることから提言内容を概ね実現していると判断したため、提言しない。（諫早市）

~~(3-1) 国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について~~

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

~~(4-2) 生活保護制度の費用負担について~~

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

~~4. (3) 民生委員・児童委員の担い手の確保について~~〔更新〕（大村市、長崎市、島原市、西海市）

急速な高齢化や単身世帯の増加などにより、民生委員・児童委員の担うべき役割は増加しているが、委員自身の高齢化や委員活動の負担増、制度周知不足などから全国的に担い手の確保が難しい状況にあるため、次の事項について早急に措置を講

じるよう強く要請する。

- ① 活動費について、1人あたり60,200円の交付税措置がなされているが、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。
- ② 民生委員・児童委員制度への理解を深め協力を得られるよう、積極的な啓発活動を行うこと。
- ③ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのため、国において活動の基準を定めること。また、個人情報扱う際の取扱基準等を定めること。

(資料 54-2 参照)

(説明)

- ・ 提言する（大村市、長崎市、島原市、西海市）
- ・ 現在、ほとんどの市で欠員が生じており（資料 4-2 参照）、欠員地区では民事連や町内会等に働きかけを行い、候補者を探してもらっている状況である。この主な要因は、少子高齢化に伴う福祉に関する様々な制度の複雑化・多様化に伴う業務増や、就労年齢引き上げのため活動時間の確保が困難であること、地域コミュニティの希薄化に伴う候補者の不足等が挙げられることから、引き続き担い手確保にむけて、①負担軽減に向けた支援、②積極的な周知、③活動しやすい環境づくりに対し要望を行う必要がある（大村市）

(説明)

- ・ 提言内容を踏まえ、関連項目内へ移動させるもの（事務局）

（6-4）インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置について

令和5年10月から導入される「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）により、消費税の仕入額控除の取扱いが変更となるが、このことが収支相償を原則とするシルバー人材センターの運営やこれまで課税売上高1千万円以下の個人事業主として納税義務免除とされてきたセンター会員の活動に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、その公共性・公益性を十分踏まえ、安定的な事業運営となるよう適切な措置を講ずること。

(説明)

- ・ 提言しない（大村市、佐世保市）
国から提示のあった負担軽減策や、シルバー人材センターにおける契約方法の見直しなど、一定の措置が取られているため。ただし、負担軽減策については根本的な解決に至っていないこと、契約方法の見直しにより、センター職員の事務作業量の増加など新たな問題が発生する可能性があることから、今後の動向を注視していく必要があると考える。（大村市）
- ・ 提言する（五島市、島原市、諫早市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市）
この契約方法の見直しでは発注者に新たな税負担が生じることとなることから、発注忌避に繋がりセンター存続の危機に陥る懸念があること、また支払対価1が万円未満の場合の仕入税額控除を認める経過措置があるが、五島市シルバー人材センターは1契約1万円以上で就業している会員がほとんどであり、当該経過措置の恩恵を受ける者が少ない状況であることから、今回の国からの提

案では根本的な解決に至っておらず、契約見直しによる事務作業量の増加など大きな影響を及ぼすことが見込まれる。よってシルバー人材センターの安定的な事業運営並びに会員の就労意欲向上のためにも今後も引き続き要望を行う必要がある。(五島市)

2. 子ども・子育て施策の充実強化について

(説明)

- ・ 昨今の子ども・子育て施策充実に向けた国の動き等を踏まえ、子ども・子育て施策に関する内容を集約し項立てするもの(事務局)

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の実施要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について〔新規〕(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市)

妊産婦への医療費の助成について、住んでいる自治体による制度格差が生じないように、国の制度として創設すること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市)

- ・ 妊産婦健康診査や歯科検診の結果、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病、う蝕や歯周病などの医療が必要と判断された場合や、妊産婦がおなかの張り、貧血、産後のメンタルなど不安を感じた時に、適切な医療を受けることで、心身の安定を保ち安心して妊産婦の時期を過ごすことにつながるよう、妊産婦の経済的負担の軽減を図ることが重要であると考える。

そのため、妊産婦への医療費助成制度について、自治体によって制度格差が生じないよう国の制度として創設するよう要望するもの(長崎市)

(5-3) 保育所等への看護師の配置について

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備に対する財政措置に加え、保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講ずること。

3- (4) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について〔更新〕(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市)

~~子ども・子育て支援事業における~~放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

- (1)—① ~~放課後児童クラブを利用する~~父母がいない児童、母子・父子家庭児童、~~父子家庭児童はもとより、及び~~低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- (2)—② 小規模な~~放課後児童~~クラブへの支援の拡充を行うこと。
- (3)—③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市)

・各市では、放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子・父子家庭児童はもとより、低所得世帯の負担軽減を図るため、利用料の減免など各種施策を行っているが、国により全国一律の制度とすべきと考えるため要望するもの。また、放課後児童クラブへの交付金は、児童数 19 名以下の場合には、20 名以上と比較し基本額が大幅に減額されるため、20 名で構成されるクラブが翌年度に 19 名となった場合に運営が難しくなるが、少子化の影響で周辺部地域のクラブ利用者数は今後減少する見込みであるため、その重要性を鑑み、小規模なクラブに対する交付金拡充を求めるもの。併せて賃借料補助対象が H27 年度からの新制度以降に新設したクラブに限定されていることからこの緩和を求めるもの(長崎市)

2.3. 障害者福祉施策の充実強化について〔継続 6 回〕

(1) 地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、その実施を担保するため、所要額に対する補助率(国 1 / 2)の確保とその配分を前提とした国庫補助の見直しを行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが十分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

(資料 5.4-1 参照)

3. ~~放課後児童クラブに係る財政支援の充実について~~

⇒ 「2. 子ども・子育て施策の充実強化について」へ再編

4. 民生委員・児童委員の担い手の確保について

⇒ 「1. 福祉施策等の充実強化について」へ再編

令和3年度 地域生活支援事業費(実績)

市 名	事業費負担内訳							負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
	事業費	国 費	負担割合 (%)	県 費	負担割合 (%)	市 費	負担割合 (%)	市の負担率 (事業費の1/4) との差額	計	移動 支援 事業	日中一時 支援 事業	訪問入浴 サービス	ストマ 装具 給付
長崎市	326,529,015	112,454,000	34.4%	56,226,000	17.2%	157,849,015	48.3%	76,216,761	231,421,595	118,005,529	2,004,270	13,191,840	98,219,956
佐世保市	122,820,025	42,102,000	34.3%	21,050,000	17.1%	59,668,025	48.6%	28,963,019	89,321,035	10,187,340	2,902,249	11,453,750	64,777,696
島原市	32,906,657	11,947,000	36.3%	5,973,000	18.2%	14,986,657	45.5%	6,759,993	20,073,888	2,871,245	1,238,441	5,551,800	10,412,402
諫早市	82,731,186	30,111,000	36.4%	15,055,000	18.2%	37,565,186	45.4%	16,882,389	50,606,873	9,117,126	13,749,820	906,400	26,833,527
大村市	79,917,646	28,113,000	35.2%	14,056,000	17.6%	37,748,646	47.2%	17,769,234	25,492,983	5,431,001	6,482,998	0	13,578,984
平戸市	35,963,300	11,603,000	32.3%	5,801,000	16.1%	18,559,300	51.6%	9,568,475	25,224,642	17,477,697	216,117	618,750	6,912,078
松浦市	20,359,598	9,034,000	44.4%	4,517,000	22.2%	6,808,598	33.4%	1,718,698	18,208,395	11,275,030	136,966	1,900,000	4,896,399
対馬市	48,730,393	15,818,000	32.5%	7,909,000	16.2%	25,003,393	51.3%	12,820,795	31,903,636	21,129,353	2,489,050	2,612,500	5,672,733
杵岐市	66,160,564	22,492,000	34.0%	11,246,000	17.0%	32,404,564	49.0%	15,864,423	62,162,589	23,736,040	31,971,144	1,100,000	5,355,405
五島市	37,051,874	13,019,000	35.1%	6,509,000	17.6%	17,523,874	47.3%	8,260,905	8,064,966	406,980	915,183	0	6,742,803
西海市	14,703,413	4,956,000	33.7%	2,478,000	16.9%	7,269,413	49.4%	3,593,560	8,839,927	161,170	2,802,499	0	5,876,258
雲仙市	32,063,898	11,861,000	37.0%	5,930,000	18.5%	14,272,898	44.5%	6,256,923	17,202,633	5,916,202	1,726,256	0	9,560,175
南島原市	35,684,907	13,402,000	37.6%	6,700,000	18.8%	15,582,907	43.7%	6,661,680	15,310,272	624,098	744,330	3,923,270	10,018,574
合 計	935,622,476	326,912,000		163,450,000		445,242,476		211,336,855	603,833,434	226,338,811	67,379,323	41,258,310	268,856,990

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

民生委員・児童委員推薦状況（R5.1.1現在）

市町名	定 数			充足数			欠員数			充足率
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任	
長崎市	1,012	921	91	947	862	85	65	59	6	93.6%
佐世保市	628	560	68	596	529	67	32	31	1	94.9%
島原市	110	96	14	105	91	14	5	5	0	95.5%
諫早市	322	290	32	299	268	31	23	22	1	92.9%
大村市	191	179	12	166	155	11	25	24	1	86.9%
平戸市	121	101	20	120	100	20	1	1	0	99.2%
松浦市	94	82	12	94	82	12	0	0	0	100.0%
対馬市	137	124	13	124	111	13	13	13	0	90.5%
壱岐市	95	87	8	90	82	8	5	5	0	94.7%
五島市	168	146	22	155	137	18	13	9	4	92.3%
西海市	109	99	10	109	99	10	0	0	0	100.0%
雲仙市	136	122	14	136	122	14	0	0	0	100.0%
南島原市	147	131	16	147	131	16	0	0	0	100.0%
市 計	3,270	2,938	332	3,088	2,769	319	182	169	13	94.4%

第~~6~~5号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1. 第1号被保険者の保険料について〔継続4回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料 65-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について〔継続4回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0 %
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0 %
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9 %
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9 %
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6 %
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6 %
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5 %
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0 %
平均	6,163	－	6,177	－	0.2 %

第76号議案

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について〔継続3回〕

雲仙岳の継続的な火山観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

第87号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 87-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について【再掲】〔継続 5 回〕

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和 4 年 9 月 23 日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について特段の配慮をすること。

- ~~（1）令和元年 8 月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和 5 年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。~~
- ~~（2-1）国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、「全線フル規格（新鳥栖～武雄温泉間）」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。~~
- ~~（2）新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。~~
- ~~（3）公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。~~
- ~~（4-3）西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業に伴いを機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ官民が行う新幹線開業効果を高める波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。（長崎市）~~

（説明）

- ・ 最近の動向を反映させる必要があるため（長崎市）

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続5回〕

九州新幹線西九州ルートへの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改善及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

（1）西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

① 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間並びに長崎～博多間の新幹線及びリレー特急の計画所要時間に悪い影響を及ぼさないようにすること。

② （1）西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。

（2）フル規格新幹線に関する要望について

① （2）西九州ルートへの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。

② （3）長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。（佐世保市）

（説明）

- ・西九州ルートが開通し、ダイヤ設定されたため、（1）①の項目を削除することとし、これに伴い、表現の追加や一部修正するとともに、各項目のレイアウトを整理するもの（佐世保市）

3. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援策の充実について〔継続5回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、近年、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が続いている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現に努めること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 同事業の地方負担に係る財源措置の拡充などの支援策の充実
- (4) 鉄道運転士の受験資格要件緩和や養成費用に対する支援措置の創設（佐世保市）

（説明）

- ・ 鉄道運転士の受験資格要件は 20 歳以上となっており、またその養成に係る多額の費用は事業者負担となっている。一方、タクシーやバスにおいては法令の改正によって第 2 種免許取得に係る年齢要件や経験年数の緩和が行われていることから、同様の要件緩和や運転士養成費用に対する国の支援制度の創設を追加するもの（佐世保市）

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

第98号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について〔継続4回〕（資料98-1参照）

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要なとする海路及び道路整備が推進できるように新たな財源を創出するなど必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

（資料98-2参照）

2. 道路網の整備について【一部再掲】〔継続5回〕

（1）高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦ICから佐々IC）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々ICから佐世保大塔IC）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔ICから武雄南IC）の4車線化の早期事業化

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早IC間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町吾妻町間の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市森山町から小野田町間の早期供用に向けての事業促進

エオ 諫早市小野町から長野町の調査検討

（

説明)

- ・雲仙市瑞穂町から諫早市小野町の区間で既に供用されている区間（H29 開通 雲仙市吾妻町～愛野町、H25 開通 雲仙市愛野町～諫早市森山町）があることから文言の修正を行うもの。（雲仙市）

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

~~（ア）時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成~~

（~~イ~~ア）西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

（~~ウ~~イ）西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手

（説明）

- ・時津町日並郷～野田郷間が令和4年度に完成し供用したことから削除。（雲仙市）

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期整備

（ア）長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進

（イ）長崎市滑石2丁目から時津町野田郷間の早期事業化

ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（２）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 一般国道 205 号の早期整備
針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進
- ② 一般国道 57 号の早期整備
 - ア 一般国道 57 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備
 - イ 一般国道 57 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討
- ③ 一般国道 34 号の早期整備
 - ア 大村諫早拡幅の整備促進
 - イ 大村拡幅の早期完成
 - ウ 諫早北バイパスの 4 車線化の早期事業化
 - エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成
- ④ 一般国道 382 号の整備促進
- ⑤ 一般国道 384 号の整備促進
- ⑥ 一般国道 389 号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 98-3 参照）

3. 道路事業における補助制度の拡充について〔継続 3 回〕

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

4. 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について〔継続2回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成30年度より大型車交通量（大型車250台／日・1方向未満）の条件が設けられたが、このことにより、対象となる路線が極めて少数であるため、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

5. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続2回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

6. 港湾の整備促進について〔継続5回〕

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）

- ・ 地方港湾（島原港、大村港など 7 7 港あり）

7. 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の 交付手数料の免除制度の拡充について〔継続 5 回〕

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料については、土地所有者の負担となっていることから、国の関係機関で調整の上、全国的に統一した免除制度として確立すること。

○道路整備の状況

(単位: %)

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	60.8	56.5	51.0	52.0
	改良率	91.6	62.9	51.0	54.3
全 国	整備率	67.7	58.4	59.5	59.8
	改良率	92.9	70.7	59.5	62.2

※道路統計年報より(令和2年4月1日現在)

○道路関係経費の状況

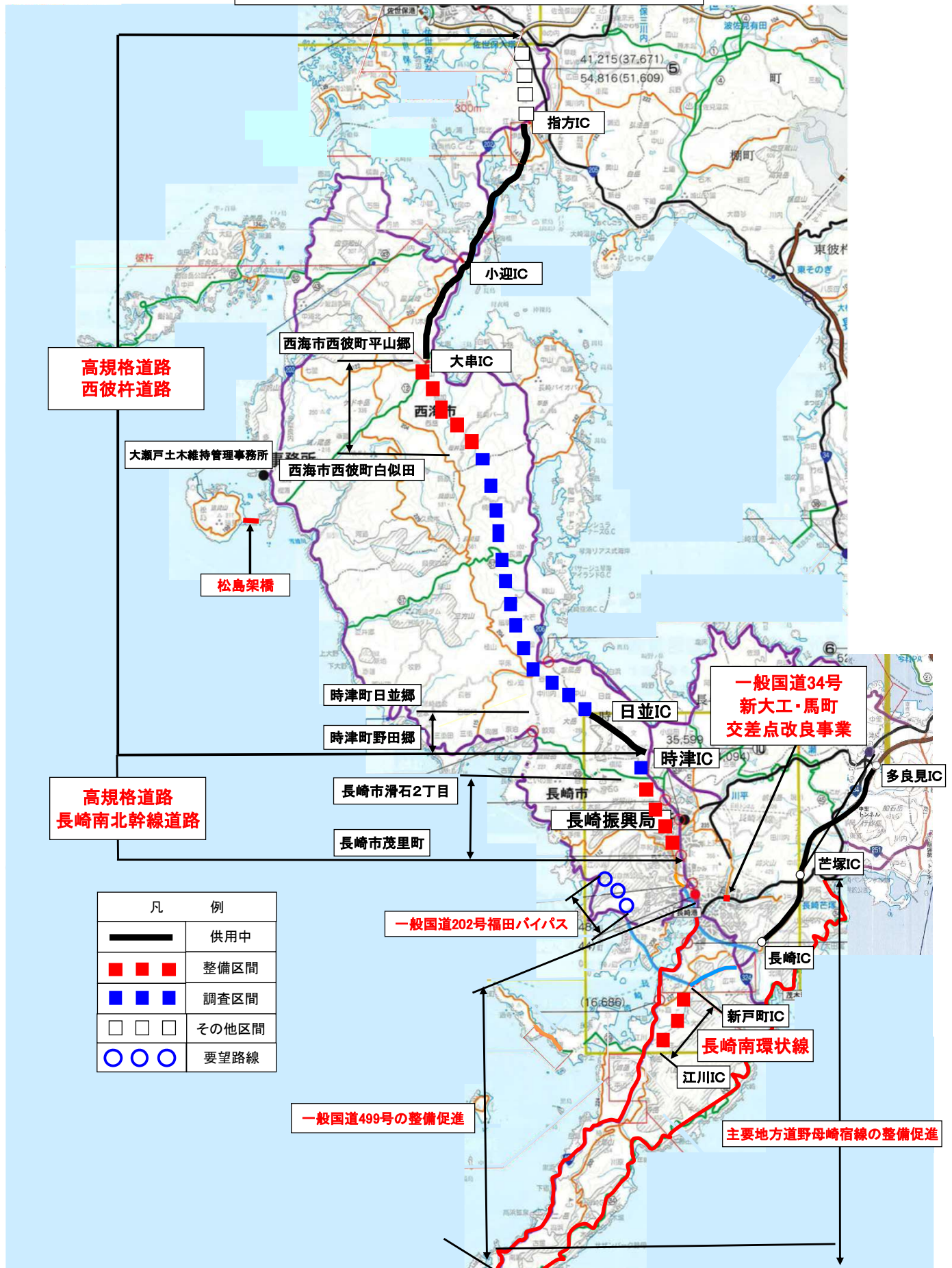
(千円)

市名	経 費		差	
	令和2年度 (A)	令和3年度 (B)	(B)-(A)	(B)/(A)
長崎市	17,999,441	16,568,665	△ 1,430,776	92.1%
佐世保市	5,653,121	5,883,769	230,648	104.1%
島原市	1,038,679	1,206,090	167,411	116.1%
諫早市	3,368,485	3,427,674	59,189	101.8%
大村市	2,254,204	1,929,784	△ 324,420	85.6%
平戸市	2,260,698	2,296,598	35,900	101.6%
松浦市	1,383,310	1,302,812	△ 80,498	94.2%
対馬市	2,715,505	2,541,972	△ 173,533	93.6%
壱岐市	1,922,585	1,888,005	△ 34,580	98.2%
五島市	1,728,999	1,760,899	31,900	101.8%
西海市	1,168,617	891,045	△ 277,572	76.2%
雲仙市	1,405,299	1,573,619	168,320	112.0%
南島原市	3,205,008	4,266,771	1,061,763	133.1%
合 計	46,103,951	45,537,703	△ 566,248	98.8%

※令和2・3年度地方財政状況調査(表70)より

e-Stat調べ

長崎、西彼杵、佐世保地域



県 央 県 南 地 域

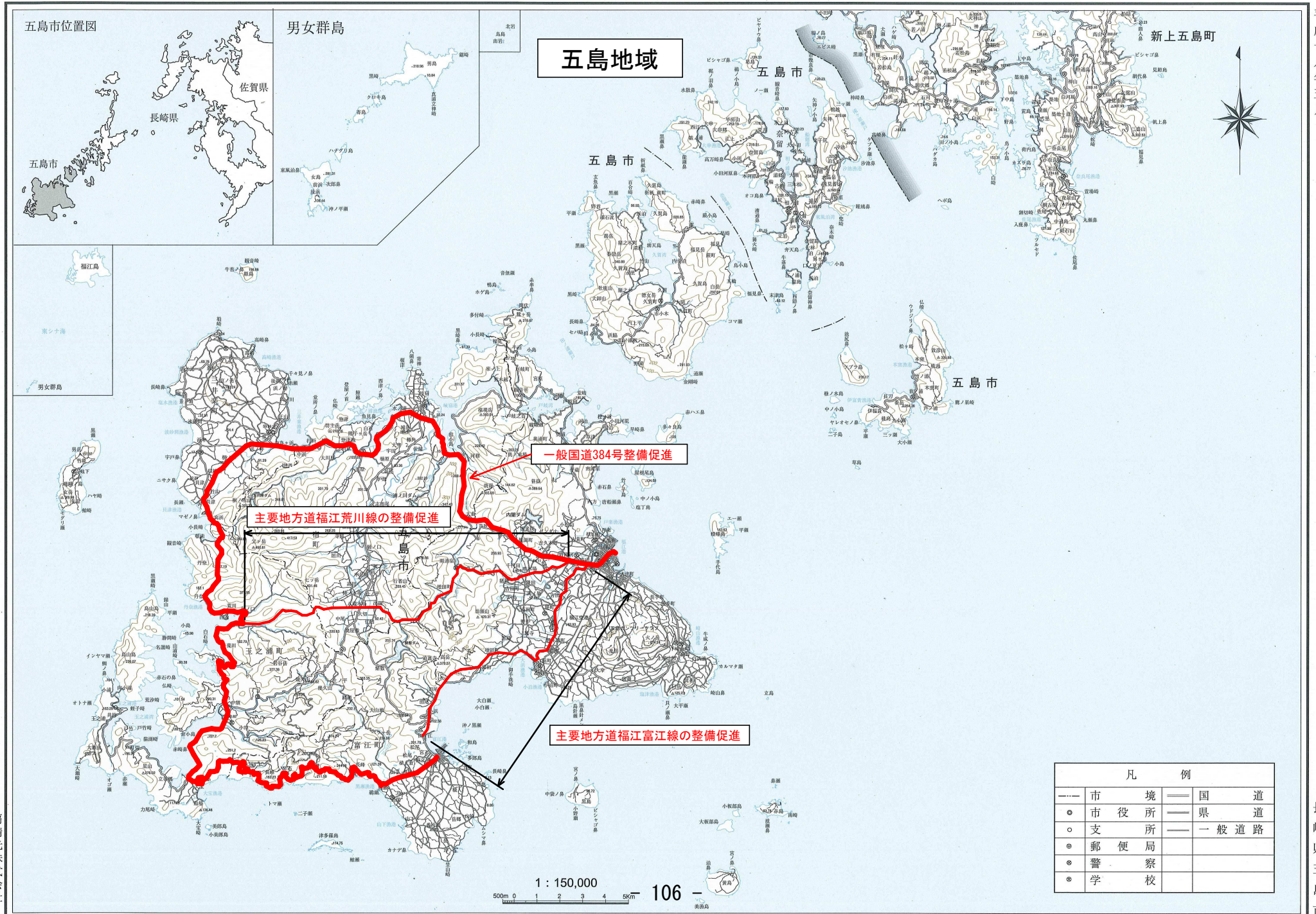


凡 例			
	国 道		渔 港
	主要地方道		港、湾
	县 道		宽于40米的河渠(虚线)
	广 城 县 道		宽于40米的河渠(实线)
			宽40米的河渠(点线)

五島市全図

(国) 資料9-2 (県) 資料9-1

平成十八年五月



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18九複、第30号)」



第109号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続4回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(3) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成16年度と比較すると令和2・3年度で約~~3.6~~2.6%に減少したものの、イノシシによる被害は全被害額の約6割となる約1億~~9.4~~千万円と依然として深刻な状況にあり、また近年においては鳥害においても増加傾向にある。さらには、イノシシによる住宅地や通学路への出没や石垣の掘り起こし、家庭菜園を荒らす等の市街地周辺の生活環境被害も拡大している。

そのような中、各市は防護柵整備の拡充や新たに鳥害対策資材の補助、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取組みが不可欠であることから、十分な予算の確保と制度の充実を図ること。

(資料109-1 参照)

説明)

・最新の情報への修正。(五島市)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

2. 水産業の振興対策について〔継続4回〕

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の加入促進について

新型コロナウイルス感染症の影響による水産物消費の減少や国内需要の低迷などにより、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率を引き上げ、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
- ③ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

(資料 109-2 参照)

(3) 漁業就業者対策の充実について

経営体育成総合支援事業の長期研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくなっている状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設すること。

3. 燃油等物価高騰対策の強化について【一部再掲】〔継続1回〕

現在、特例として措置されている農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律3：1に見直したうえで、事業を継続すること。

また、燃油に限らず、ウクライナ情勢や円安など世界的な情勢の変化により飼料や肥料などの生産資材が高騰し、生産コストが上昇しているものの、農水産物の市場価格に十分反映されず、価格決定権を有しない農漁業者の経営を圧迫している状況にあることから、農業の肥料価格高騰対策については、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度の構築を図り、加えて、現行の農業・水産業の飼料高騰対策制度における生産者負担の軽減などの積極的な支援を行うこと。

(説明)

- ・ 昨今の情勢及び要望内容を踏まえ、表題を修正するもの（事務局）

令和3年度野生鳥獣による農作物の被害状況

【県内の被害状況】

鳥獣種類別	被害面積 (ha)			被害量 (t)			被害金額 (千円)		
	R2	R3	(前年度比)	R2	R3	(前年度比)	R2	R3	(前年度比)
イノシシ	163	108	66%	1198	883	74%	190,834	141,437	74%
カラス	7	7	94%	82	77	95%	16,578	16,985	102%
ヒヨドリ	3	1	19%	46	7	15%	8,198	1,331	16%
シカ	6	4	59%	42	79	190%	6,841	3,933	57%
アナグマ	2	1	50%	27	17	63%	10,697	4,177	39%
タヌキ	0	0	18%	4	1	28%	1,121	263	23%
アライグマ	1	1	78%	14	9	67%	5,260	2,105	40%
スズメ	0	0	81%	1	1	87%	226	197	87%
カモ	47	44	95%	391	329	84%	55,077	36,512	66%
クリハラリス	0	-	-	0	-	-	142	-	-
ハト	0	-	-	0	-	-	62	-	-
キジ	0	-	-	0	-	-	2	-	-
その他の鳥獣類	0	0	121%	3	6	184%	370	4,065	1099%
合 計	230	166	72%	1807	1409	78%	295,408	211,005	71%

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。

「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

「-」は皆無または数値が得られないものを示しています。

主要鳥獣の年別農作物被害状況

(被害金額、単位：千円)

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
H9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H14	257,500	103,730	258,790	89,640	709,660
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
備 考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生。		

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R5.1現在調査）

長崎市	144隻
佐世保市	142隻
諫早市	0隻
大村市	7隻
対馬市	31隻
壱岐市	25隻
平戸市	106隻
松浦市	30隻
五島市	291隻
西海市	36隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	55隻
合 計	907隻



第~~111~~10号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続5回〕

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料~~111~~10-1 参照）

2. 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について〔継続3回〕

雲仙砂防管理センターによる砂防施設の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、「防災・減災」機能を継続すること。

第 1 1 号議案は欠番（国への提言がないため）

第~~13~~12号議案

デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 自治体情報システムの標準化・共通化について【再掲】〔継続2回〕

(1) 移行時期について

自治体情報システムの標準化・共通化にあたっては、全国の自治体が同時期にシステム移行を進めることから、標準準拠システムを提供する事業者の作業が同時期に重なることが想定される。

標準準拠システムの安全で確実な移行へ向け、自治体の作業負担や人材確保面も含めた対応能力を考慮し、令和7年度末までとした目標時期については、柔軟な対応を検討すること。

また、標準準拠システムへの対応や開発状況など、事業者の取組状況については、国において一元的に情報収集を行い、最新の情報を自治体へ提供する仕組みを構築すること。

(説明)

R4.10の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が出されたものの、各事業者への標準化への対応や開発状況等について、国から情報提供がなされていないため、各自治体が個別に行わなければならない非効率であることから、機能要件や運用要件などの情報についても一元的に管理を行い、最新の情報を自治体へ提供することを求めたいもの(長崎市)

・提言しない(雲仙市)

前段については、移行期限を含めた基本方針がR4.10.7に閣議決定されたため。後段については、一元的な情報収集のシステムが整備されたため(雲仙市)

(2) 整備費用に対する財政措置について

標準化に係る計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、標準化対象事務と密接に連携するシステムの移行に必要な費用も含め財政支援措置を講じること。

また、各自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担すること。

2. 地域社会のデジタル化の推進について〔継続 2 回〕

地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」を令和 ~~3~~5 年度から令和 ~~4~~7 年度まで ~~を事業期間としてを延長し~~ 計上されているが、地域社会のデジタル化を進めるためには十分な事業期間及び財政措置とは言い難いものであることから、デジタル化推進の動きを止めないよう、事業期間の ~~更なる~~ 延長と ~~更なる~~ 財政措置を行うこと。(長崎市)

説明)

- ・事業期間の延長がなされたものの、問題を解決しデジタル化のメリットを享受できる地域社会の構築は数年間で終わるものでなく継続的な取組みとするため引き続き要望するもの。(長崎市)
- ・提言しない(佐世保市)

令和 5 年度地方財政対策において、「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を令和 7 年度まで延長するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として 500 億円の増額が行われたことから、これまでの提言に対する措置が講じられたものと判断し、今回は「提言しない」こととする。

本市が策定した「佐世保市 DX 戦略」の終期を令和 9 年度としていることから、今後の状況によっては、必要に応じて「地域デジタル社会推進費」の事業期間の再延長を要望する可能性はある(佐世保市)

3. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について〔継続 2 回〕

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付については、~~マイナポイント事業第 2 弾等により今後~~
~~も申請件数の増加が見込まれるが、~~現状の交付事務処理手順では、地方公共団体情報システム機構で作成されたカードに、交付前に市町村側で設定処理を加える必要があり、市町村に送付されてすぐに対象者に交付できるものではないことから、迅速かつ円滑なカード交付を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても交付前設定等の操作可能時間の制限及び障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和 ~~4~~5 年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、~~国が進める~~
~~マイナンバーカード交付円滑化計画に基づく交付体制において人員増は不可避~~
~~であることから、~~普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。(長崎市)

(説明)

・状況を反映した修正を行うもの。(長崎市)

(2) マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

今後も、毎年度のデータ標準レイアウト変更や制度改正等によるシステム改修が予定され、新たな費用が生じる見込みであることから、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

(3) 自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行っているが、自治体の情報セキュリティ対策を安定かつ適切に維持するためには、継続的な更新及び運用管理コストが必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、財政措置も含めた必要な各種措置を講じること。

4. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について [継続 5 回]

多くの地方自治体においては、国が掲げる「G I G A スクール構想」に基づき、児童生徒 1 人 1 台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1 人 1 台端末に係る L T E 回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。

第1413号議案

地方自治体の円滑な行政運営に関する提言

地方自治体の円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について【再掲】〔継続1回〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施することができるよう、条例制定権の範囲が拡大された。

このうち「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、当該基準を定めた省令が公布されれば、条例の改正を必ず行う必要がある。

しかしながら、この「従うべき基準」を定めた省令の公布時期が事前に周知されない、公布した省令に誤りがある、また、その誤りを正す対応時期が示されない場合などがあり、特に地方において、議会中に急遽省令の改正がなされるなど、条例改正の追加議案を提出する事態となっている。

については、地方の議会の開会期間等を考慮し、省令改正について、改正内容や時期を、事前周知のうえ、条文に誤りがないよう十分精査し、早期の公布を徹底すること。

2. 自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について〔継続5回〕

自衛隊から自衛官及び自衛官候補生の新規入隊募集事務で利用する目的で、自衛隊法及び同法施行令を根拠として、住民基本台帳の一部の写しの提供依頼があっている。

しかしながら、住民基本台帳法第11条第1項には「閲覧させることを請求することができる」としか記載されておらず、全市町が疑義なく当該写しの提供が可能となるよう、国において住民基本台帳法等の必要な法律改正を行うことを要望する。